

第 8 5 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 31 年 3 月 1 日 開会

平成 31 年 3 月 11 日 閉会

南 部 町 議 会

第 8 5 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (3月1日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	5
○散会の宣告	1 1

第 2 号 (3月4日)

○議事日程	1 3
○本日の会議に付した事件	1 3
○出席議員	1 3
○欠席議員	1 3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4
○職務のため出席した者の職氏名	1 4
○開議の宣告	1 5
○一般質問	1 5
中 舘 文 雄 君	1 5
山 田 賢 司 君	2 3

工藤正孝君	28
○散会の宣告	32

第 3 号 (3月5日)

○議事日程	35
○本日の会議に付した事件	35
○出席議員	35
○欠席議員	35
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	35
○職務のため出席した者の職氏名	36
○開議の宣告	37
○一般質問	37
西野耕太郎君	37
松本啓吾君	45
○散会の宣告	51

第 4 号 (3月6日)

○議事日程	53
○本日の会議に付した事件	55
○出席議員	55
○欠席議員	55
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	55
○職務のため出席した者の職氏名	56
○開議の宣告	57
○報告第1号の上程、説明、質疑	57
○報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
○議案第1号から議案第18号の上程、委員会付託	60
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	60

○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
○議案第30号から議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
○議案第34号から議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
○議案第36号から議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
○議案第38号から議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
○議案第41号から議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
○常任委員会報告	88
○委員会の閉会中の継続調査の件	88
○散会の宣告	89

第 5 号（3月11日）

○議事日程	91
○本日の会議に付した事件	92
○出席議員	92
○欠席議員	92
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	92
○職務のため出席した者の職氏名	93

○開議の宣告	9 4
○議案第 1 号から議案第 1 8 号までの委員長報告、質疑、討論、採決	9 4
○議案第 4 4 号の説明、質疑、討論、採決	9 6
○議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
○議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
○議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
○議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3
○議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
○議案第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
○議案第 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
○日程の追加	1 1 8
○町長追加提出議案提案理由の説明	1 1 9
○議案第 5 2 号の上程、質疑、討論、採決	1 2 2
○議案第 5 3 号の上程、質疑、討論、採決	1 2 3
○議案第 5 4 号の上程、質疑、討論、採決	1 2 4
○議案第 5 5 号の上程、質疑、討論、採決	1 2 5
○議案第 5 6 号の上程、質疑、討論、採決	1 2 5
○閉会の宣告	1 2 6
○署名議員	1 3 1

平成31年3月1日（金曜日）

第85回南部町議会定例会会議録

（第1号）

第85回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成31年3月1日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	松本啓吾君	2番	久保利樹君
4番	坂本典男君	5番	滝田勉君
6番	西野耕太郎君	7番	山田賢司君
8番	八木田憲司君	9番	中舘文雄君
10番	工藤正孝君	11番	夏堀文孝君
12番	沼畑俊一君	13番	根市勲君
14番	工藤幸子君	15番	馬場又彦君
16番	川守田稔君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	佐々木俊昭君
総務課長	久保田敏彦君	企画財政課長	西舘勝彦君
交流推進課長	松原浩紀君	税務課長	金野貢君
住民生活課長	岩間雅之君	健康福祉課長	福田勉君

農 林 課 長	東 野 成 人 君	商工観光課長	中 里 司 君
建 設 課 長	川 村 正 則 君	会 計 管 理 者	野 月 正 治 君
医療センター事務長	佐々木 大 君	老健なんぶ事務長	藤 嶋 健 悦 君
市 場 長	馬 場 均 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	中 村 貞 雄 君	社会教育課長	佐々木 高 弘 君
農業委員会事務局長	松 橋 悟 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	夏 坂 由美子	班 長	小 林 京 子
総 括 主 査	留 目 成 人		

◎開会及び開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第85回南部町議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。
議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（馬場又彦君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、根市 勲君。

（議会運営委員会委員長 根市 勲君 登壇）

○議会運営委員会委員長（根市 勲君） おはようございます。

去る、2月22日 議会運営委員会を開催し、第85回定例会の運営について、協議をいたしましたので、決定事項をご報告します。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が、報告2件、平成31年度当初予算18件、条例等25件、平成30年度補正予算8件の議案53件であります。

平成31年度各会計予算につきましては、予算特別委員会を設置し、審査を付託することになりました。

そのほかの案件として、常任委員会報告、委員会の閉会中の継続調査などがあります。

一般質問は、6名から通告があり「一般質問通告一覧表」のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、3月1日から11日までの11日間としました。

なお、会期中 2日、3日 及び9日、10日は休日のため、7日、8日は予算特別委員会のため、休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしく申し上げます。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（馬場又彦君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において14番工藤幸子君、16番川守田稔君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（馬場又彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日3月1日から3月11日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から3月11日までの11日間に決定しました。

お諮りします。ただいま決定されました11日間の会期中、2日、3日及び9日、10日は休日のため、7日、8日は予算審査のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

ただいまの6日間は休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（馬場又彦君） 日程第3、諸般の報告をします。

始めに閉会中の議員辞職の許可について報告します。

去る2月22日、夏堀嘉一郎君から2月28日をもって辞職する辞職願が提出され、閉会中のため、地方自治法第126条の規定に基づき、2月28日付けで辞職を許可いたしましたので、ご報告いたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略します。

本定例会の上程は町長提出の案件が報告2件、議案は、平成31年度予算18件、条例等25件、平成30年度補正予算8件、他に常任委員会報告及び委員会の閉会中の継続調査の件がございます。

日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第85回 南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、提出案件につきまして、ご審議を賜りますことに、厚くお礼申し上げます。

議案の説明の前に、町政の諸般の概要について、ご報告申し上げます。

平成30年度も、残すところ1月となりました。毎年のことではありますが、月日が経過する早さを実感しているところであります。「平成」最後の年度末にあたり、事業や業務をしっかりと完了し、新年度につないでいけるよう、職員一丸となって職務にあたってまいります。

さて、昨年8月に設置した、役場若手職員で構成する「南部町人口減少対策プロジェクトチーム」の活動成果が報告され、人口減少対策を進めていくうえでの方向性や施策のアイデア、事業内容が示されました。

若手職員の視点から提案された、事業の概要を申し上げますと、「チェリリン村」を活用した交流人口の拡大や、「なべまる」を活用した町のPRにより、町外における南部町の認知度を向

上させ、移住先の候補として選んでいただくことを目的とするもののほか、町が実施している「子育て支援制度」や、「空き家バンク」などの情報をまとめた「移住・定住ガイドブック」の作成・配布により、町民の皆様に、あらためて、施策の内容をお知らせするとともに、口コミによる移住・定住の促進を図るものであります。

これらの事業は、新年度予算に計上し、事業展開していく予定であります。プロジェクトチームでの活動を通じて、若手職員自身のチャレンジ意欲、南部町発展への貢献意欲の高まりが感じられたところであり、職員として、一步成長した視点から、来年度以降も斬新なアイデアの提案を期待するものであります。

同時に、人口減少問題に限らず、地域福祉や農業政策、防災対策など、南部町を取り巻く諸問題を、自分事としてとらえ、的確な施策を展開できる職員を養成することが重要であり、各種研修を通じて人材育成に努めてまいりたいと考えております。

また、提案された事業を実施するためには、当然、財源が必要となるわけではありますが、国が示す、地方財政対策における、地方交付税等地方一般財源の増減に、一喜一憂することなく、安定的な財源としての税収の確保に努めるとともに、引き続き、行財政改革を進めてまいります。統合庁舎の建設につきましては、先般の議員全員協議会でもご説明いたしましたが、建物の構造や配置などの基本設計がまとまり、現在は、デザインや設備等を、より詳細に計画するための実施設計を行っております。新年度からは、いよいよ、庁舎本体の建設工事に着手することとしており、計画どおり、2020年度末の完成を目指し、事業を進めてまいりますので、議員各位、ならびに町民各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、町内では、今年に入り、既に2件の火災が発生しており、そのうち1件では、けが人が救急搬送されております。また、1月30日に、東京都八王子市で発生した住宅火災では、八王子消防署に勤務されていた、当町門前地区出身の馬場寛人隊員が、消火活動中にお亡くなりになるという、いたましい事故が発生しました。将来を嘱望される若者が犠牲となったことに、胸が痛む思いであり、謹んで哀悼の意を表するとともに、当町におきましても、火災予防の啓発と、消防団活動における安全確保の徹底に努めてまいる決意を新たにいたしましたところであります。

報道を通じて伝えられるところによりますと、アメリカと中国との貿易摩擦や、イギリスの欧州連合離脱など、国際情勢の不透明感が、我が国の経済に影を落とすことが懸念されています。

一方で、昨年末に発効した、環太平洋連携協定TPPや、先月初めに発効した欧州連合との経済連携協定EPAでは、日本の農産物の需要が拡大することが期待されています。

こうしたグローバル化の波が与える当町への影響は、未知数ではありますが、大小の変化を注

視しながら、様々な影響に対応できる態勢を整えてまいりたいと考えております。

当町が誇る、豊かな自然、安全安心な農産物、サクランボ狩りなどのイベントや観光、そして、町民の皆様のおもてなしの心、このすべてが町の資源であり、これらを生かしながら、引き続き、活力ある南部町のまちづくりを進めてまいりますので、議員各位におかれましては、今後とも、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告2件、平成31年度一般会計ほか、各特別会計予算案18件、条例の制定等25件、平成30年度一般会計ほか、各特別会計補正予算案が8件の、合わせて53件でございます。

順にご説明を申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず始めに、報告第1号、「専決処分した事項の報告について、損害賠償の額を定め和解することについて」であります。平成30年11月14日、南部町大字沖田面字沖中地内、南部分庁舎駐車場で発生した、公用車の車両への接触事故及び平成30年12月16日、南部町大字大向字飛鳥地内で発生した、町立向小学校体育館からの落雪により、町道を走行中の車両の屋根が損傷した事故の、2件に関し、相手方と和解を成立させ、損害賠償の額を決定することについて、専決処分したものであり、地方自治法の規定に基づき、これを報告するものであります。

次に、報告第2号、「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、平成30年度 南部町一般会計補正予算（第5号）」であります。ふるさと納税寄附金の増に伴う返礼品等の経費として、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億6,112万円を追加し、予算の総額をそれぞれ107億178万円とすることについて専決処分したものであります。

次に、議案第1号、「平成31年度 南部町一般会計予算」から、議案第18号、「平成31年度 南部町名久井岳財産区特別会計予算」までの当初予算についてであります。本職からは、予算の編成方針と、一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。

平成31年度の予算編成にあたりましては、普通交付税の合併特例増加額の段階的縮減措置の最中にあり、限られた歳入の中で、歳出全般について、町民の皆様にとって、真に必要なものであるか、また、効果を検証せずに継続しているものがないかなど、従来 of 計上方法にとらわれることなく、ゼロベースで見直しを行い、町民の皆様幸せを感じていただける、また、子どもたちに、生まれて良かった、住んで良かったと実感していただけるよう、真に必要な施策に重点的に予算を配分することを基本姿勢として、編成を進めてまいりました。

また、平成31年度から、2ヶ年の継続事業として、統合庁舎本体の建設工事費を計上するとともに、連絡道路の改良工事費などの関連経費を計上した結果、一般会計の予算の総額は、110億

6,000万円 となり、前年度と比較しますと 9 億2,000万円の増額、率にして9.1%の増となっております。

以上、概要のみの説明とさせていただきます、各会計当初予算の詳細につきましては、議案審議の際、改めて、企画財政課長及び各担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第19号、「南部町役場の位置を定める条例の全部改正について」であります。現在進めております、統合庁舎の建設に伴い、役場の位置を南部町大字平字広場28番地1に定めるものであります。

次に、議案第20号、「南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について」であります。今年度、上斗賀地区及び平地区に建設した集会施設を、集会所条例に追加するものであります。

次に、議案第21号、「南部町消防施設条例の一部を改正する条例の制定について」であります。南部町消防団南部第3分団屯所の移転新築に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第22号、「南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が、成立したことを受け、国家公務員の超過勤務命令の上限時間が、人事院規則の一部改正により定められたことを踏まえ、町職員についても、同様に定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第23号、「南部町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。学校教育法の一部改正に伴い、本条例において引用している条項を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第24号、「南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。南部町介護老人保健施設「老健なんぶ」の看護職員、及び、介護職員に支給する特殊勤務手当の支給方法等を、県に準じて改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第25号、「南部町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例において引用している条項及び字句を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第26号、「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第27号、「南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例において引用している字句を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第28号、「南部町国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、決算において生じた剰余金の、基金に積み立てる金額の割合を改めるものであります。

次に、議案第29号、「南部町奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、南部町への若者の定住促進を図るため、奨学金の貸付けの返還に係る免除規定を改めるものであります。

次に、議案第30号、「南部町ドライフラワーセンター条例等の一部を改正する条例の制定について」及び、議案第31号、「南部町世代間交流施設ログハウス条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、ドライフラワーセンター等の敷地及びログハウスの敷地を、現状に合わせて分合筆登記を行ったことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第32号、「南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、環境省令の一部改正に伴い、一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格を定めている本条例を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第33号、「字の区域の変更について」ですが、大字小泉地区で行われた、県営土地改良事業の、ほ場整備工事が完了し、農地等の形状が変更されたことに伴い、字(あざ)の区域を変更することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第34号、「町道の路線認定について」及び、議案第35号、「町道の路線変更について」ですが、県営中山間地域総合整備事業により整備された道路について、公益性の観点から町道として管理することが望ましいことから、町道として新たに認定、及び、起終点の変更について、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第36号、及び、議案第37号の「指定管理者の指定について」ですが、平成31年3月31日に指定期間が満了する公共施設における指定管理者を指定するものでございます。

次に、議案第38号、「三戸郡福祉事務組合の解散について」、議案第39号、「三戸郡福祉事務組合の解散に伴う三戸郡福祉事務組合立やまばと寮の財産処分について」及び、議案第40号、「三戸郡福祉事務組合の解散に伴う財産処分及び事務承継について」ですが、平成32年3月31日をもって、三戸郡福祉事務組合を解散すること、解散に伴う財産処分及び事務承継について、地方自治法及び組合同規約の規定に基づき、組合市町村と協議する必要が生じたため、議会の議決

を求めるものであります。

次に、議案第41号、「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について」及び、議案第42号、「青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について」であります。南黒地方福祉事務組合が、平成31年3月31日をもって解散することに伴い、それぞれの組合を組織する地方公共団体数の減少、及び、それぞれの組合同約の変更について、地方自治法の規定に基づき、関係地方公共団体と協議する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第43号、「青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について」であります。青森県新産業都市建設事業団における、平成31年度の設置団体負担金額の変更について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第44号、「平成30年度南部町一般会計補正予算（第6号）」であります。歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億9,912万8,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ105億265万2,000円とするものであります。

次に、議案第45号、「平成30年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,241万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ23億6,304万7,000円とするものであります。

次に、議案第46号、「平成30年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）」であります。歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億1,715万円を減額し、予算の総額をそれぞれ26億6,017万8,000円とするものであります。

次に、議案第47号、「平成30年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）」であります。歳入歳出予算の総額から、それぞれ43万2,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ3,034万4,000円とするものであります。

次に、議案第48号、「平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ56万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ2億1,152万7,000円とするものであります。

次に、議案第49号、「平成30年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」であります。歳入歳出予算の総額から、それぞれ4,671万8,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ2億3,363万4,000円とするものであります。

次に、議案第50号、「平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」であります。歳入歳出予算の総額から、それぞれ212万6,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ2億5,702万円とするものであります。

次に、議案第51号、「平成30年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）」であります。歳入歳出予算の総額から、それぞれ326万1,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ3億3,150万9,000円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました、議案の概要について、ご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何卒、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に、「南部町教育委員会教育長の任命について」「南部町教育委員会委員の任命について」「南部町農業委員会委員の任命について」「南部町大平財産区管理会委員の選任について」「人権擁護委員の候補者の推薦について」の案件を、追加させていただきたいと思っておりますので、付け加えさせていただき、提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、3月4日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

(午前10時32分)

平成31年3月4日（月曜日）

第85回南部町議会定例会会議録

（第2号）

第85回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成31年3月4日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

9番 中 舘 文 雄

1. 八戸圏域版DMOビジットはちのへへの当町の対応について
2. 町民ホール入場者の利便性について

7番 山 田 賢 司

1. 職員の人事評価制度について
2. 統合庁舎建設後の、旧庁舎の活用方法について

3番 工 藤 正 孝

1. 果樹防風網の修理に関する町の対応について
2. ふれあい交流プラザの建設仕様について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	松 本 啓 吾 君	2番	久 保 利 樹 君
4番	坂 本 典 男 君	5番	滝 田 勉 君
6番	西 野 耕太郎 君	7番	山 田 賢 司 君
8番	八木田 憲 司 君	9番	中 舘 文 雄 君
10番	工 藤 正 孝 君	11番	夏 堀 文 孝 君
12番	沼 畑 俊 一 君	13番	根 市 勲 君
14番	工 藤 幸 子 君	15番	馬 場 又 彦 君
16番	川守田 稔 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	副 町 長	佐々木 俊昭 君
総務課長	久保田 敏彦 君	企画財政課長	西 舘 勝彦 君
交流推進課長	松原 浩紀 君	税務課長	金野 貢 君
住民生活課長	岩間 雅之 君	健康福祉課長	福 田 勉 君
農林課長	東野 成人 君	商工観光課長	中 里 司 君
建設課長	川村 正則 君	会計管理者	野 月 正治 君
医療センター事務次長	久保 佳輝 君	老健なんぶ事務長	藤 嶋 健悦 君
市場長	馬場 均 君	教育長	高 橋 力也 君
学務課長	中村 貞雄 君	社会教育課長	佐々木 高弘 君
農業委員会事務局長	松 橋 悟 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	夏坂 由美子	班 長	小林 京子
総括主査	留目 成人		

◎開議の宣告

- 議長（馬場又彦君） ただいまから第85回南部町議会定例会を再開します。
本日の会議を開きます。
議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（馬場又彦君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告のあったものだけを認めます。質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。

これから通告順に順次発言を許します。

9番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（9番 中舘文雄君 登壇）

- 9番（中舘文雄君）おはようございます。

私は、今定例会に臨むに当たり、地方における観光振興策として打ち出された観光地域づくり推進法人への当町の取り組みについて、また町民ホール利用者の利便性について、通告に従いまして質問してまいります。

今、国を初め、人口減少社会においていろいろな政策が各自治体で取り組まれております。その中で、将来の成長分野に位置づけて、観光振興策を重要視する政策が進められております。県でも、新観光戦略を掲げ取り組みを進め、交流人口対策や県内全域への振興策の一つとして取り組んでいることはご承知のとおりであります。

そうした中で、当地域でも地域連携型DMOが設立される準備が進められております。

各自治体独自の取り組みでは限度があります。今日まで、当町でも各種イベントや祭り、伝統

芸能、また通年の農業を中心とした観光事業に取り組み、成果を上げておりますし、グリーンツーリズムや修学旅行受け入れなど取り組みが進められてきたこと等、今日までの取り組みはそれぞれ効果を上げてきたことは事実であります。今後さらに地域の資源を生かし、地域を売り出していくためには、設立される八戸圏域版DMO「ビジットはちのへ」への対応が重要な位置づけになると考えられることから、当町の対応についてお尋ねするものであります。

1点目は、現在の当町の担当業務が複数の課にまたがりますが、当町の対応窓口と体制についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

2点目は、当町の持つ資源やイベント等をどのような形で地域観光のルートに組み入れるかが重要になると思いますが、それらの対応をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

3点目は、当町の農産物や開発した商品等の活用について、取り組みをどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

4点目は、今日までの当町の関連する政策を、地域連携型の事業展開を進める中でどのように関連づけていくのかお尋ねいたします。

次に、町民ホール入場者の利便性についてお尋ねいたします。

平成17年1月に名川中学校建築とともに、町民の強い要望を実現するために、複合施設の一つとして町民ホールが誕生してから14年になりました。学校行事を初め町内の各種イベント等にも有効に利用されており、建設にかかわった一人として喜んでいるところであります。

私も年10回以上ホールへの入場の機会はありますが、その時々、出入り口の光景と場内での荷物の持込み状況を見るにつけ、改善の必要性を感じるようになりました。

開設に向けての検討の段階では、学校施設へのこだわりと施設周辺の整備状況等を考え合わせて土足禁止としたわけですが、今日では周辺の外構整備も進んでおり、特に汚れた靴のままの入場や一部履き物の制限にとどめての入場を、範囲を定め改善する必要があると思います。例えば、ホール、エントランスホール、PTAボランティアルーム、囲炉裏端サロン、トイレに限定して入場を可能にする対策を検討し、利用者の利便性を図る必要があると思ひまして、次の質問をするものであります。

町民ホール入場者への履き物規制への検討の必要性についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

平成年度最後の定例会の質問となりました。新時代に向けての前進する町政推進を期待し、町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中舘文雄議員にお答え申し上げます。

まず、八戸圏域版DMO「ビジットはちのへ」への当町の対応についてお答え申し上げます。

八戸圏域版DMOである「ビジットはちのへ」は、効果的な観光地経営や観光誘客と物産振興の一元化による効率的な事業展開、地域商社として圏域の地場製品の販路拡大などに取り組むため、これまで観光誘客に取り組んできた八戸観光コンベンション協会と八戸広域観光推進協議会、物産振興に取り組んできた八戸地域地場産業振興センターと八戸市物産協会、さらに観光誘客と物産振興に取り組んできた八戸市の6割の業務を統合し、ことし4月1日に設立予定となっております。

なお、設立に当たっては、八戸市職員の派遣も検討していると伺っております。

この「ビジットはちのへ」は、八戸市、三戸町、田子町、五戸町、階上町、新郷村、おいらせ町、そして南部町の8市町村を対象とし、安定した経営基盤を有する観光地域づくりのかじ取り役として、地域の「稼ぐ力」を引き出し、観光・物産を通じた地域産業の振興を図ることを目的としております。

また、全体の構成についてであります。実施する事業の意見を伺うために、構成市町村の物品販売などに関する物産振興部会、外国人を含む来訪者の受け入れなどに関するインバウンド部会、地域内の交通の利用促進などに関する二次交通部会があり、その3部会の内容の情報共有を行う推進部会が設置され、関係事業者による理事会が事業内容の協議を行い、最終的には出捐団体などによる評議員会が決定し、事業を展開していくということであります。

事業内容についてであります。八戸圏域における事業者の伴走者として、継続的なマーケティング事業とその結果に基づく効果的なプロモーション事業に取り組むとともに、事業者の稼ぐ力の創出につながるプラットフォームづくりに取り組んでいくこととしております。

また、平成31年度については、新たな負担金支出は予定されておりませんが、新年度に今後の負担に関する協議を行なうこととしております。

ご質問の当町の対応窓口と体制についてであります。総合的な窓口は商工観光課となりますが、「ビジットはちのへ」が実施する事業内容により商工観光課以外が窓口となる場合もありますので、連携を密にし情報を共有しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、当町の資源やイベント等の対応についてであります。当町が保有する観光や物産資源

につきましては「ビジットはちのへ」で広域的に事業を実施していくこととしておりますが、観光イベント事業につきましては、各地域の特色ある内容であるため、引き続き町で実施することになると考えております。

次に、当町の物産の活用についてであります。今後「ビジットはちのへ」が主要事業の一つとして取り組む地域商社事業における地場産品の販路拡大と連携を図りながら、当町における物産振興に努めてまいります。

次に、町の政策との関連性についてであります。当町が実施しております農業観光やホームステイなどのグリーン・ツーリズム事業を初め、観光・物産事業など、広く国内外にPRを行っていくためには、周辺市町村との連携が必要不可欠であると考えますので、多方面にわたって検討を重ね、「ビジットはちのへ」と連携を密にし、積極的に事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、町民ホール入場者への履き物規制への検討の必要性についてお答え申し上げます。

町民ホールは、平成16年12月、町民の多様な活動に即応し、生活資質の向上、文化の振興を図るため、名川中学校と併設し現在に至っております。

町民ホールは開設以来、上履きスリッパと外履き入れビニール袋を用意し、上履きスリッパへ履きかえて入場していただいている状況にあります。これは、ホール完成当時の利用の観点から、ホール内がカーペットであることの汚れ防止対策、また共同利用となっている名川中学校が上履き対応としていることが、現在の上履きでの利用としたものであります。

しかしながら、近年利用者から、履きかえの煩わしさの声や、またホールの性質上階段などがあり、スリッパでの移動はつまずき・転倒のおそれもあることから、安全性の面から検討課題の一つと考えておりました。

今後は、名川中学校などと協議の上、上履きでの入場を前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。中舘文雄君、9番。

○9番（中舘文雄君） 先に「ビジットはちのへ」への対応ですけれども、町では例えば職員を派遣といいますか、出向させてまで取り組むというような考え方はあるのかどうか。

というのは、私はどうしても自分たちの町そのものを積極的にPRして取り組んでもらうため

には、ある程度強い発言力があると、私は必要だと思っています。ですから、私今の新聞等でいろいろ見えていますけれども、さっき町長が答弁あったように、いろいろな分野にわたって取り組んでいこうということになっていきますし、また八戸市そのものがもう観光課で担当している以上の業務をここの協会に全部移して進めるということは、行政の力じゃなくてこの団体、別に組織する組織の中でやるということになっていきますので、相当各地域の声というのが、その協議の中での声というのが重要視されるような気がしていますので、思い切って職員を派遣して、その構成の中に入れて、中心的な役割を果たすようなことも必要かと思っておりますので、その辺、職員の派遣とか出向とか、そういうものに対してどのように考えているのかまずお聞きします。

それから、さっきちょっと各イベントその他は各自治体の特色あるものですから、それはそれでということですが、ただその中に、いかにしてこの「ビジットはちのへ」で取り組む中から南部町に客を呼ぶかと、呼び込むかというのが一番大事だと思っております。

特に、鉄道であれば南部町は青い森鉄道の4つの駅まで持っているんですから、ほかの地域と違って、そういう鉄道を利用して観光客を呼び込むということも可能には可能なはずなんです。その中から今度各南部町の地域にという形で、交通の便で考えるか、そこからシャトルバスみたいな形でやっていくとかいろいろなことが考えられますので、ぜひ中心的な役割の一人として南部町でも取り組んでいく必要があると思っておりますので、そういう基本的な考え方についてもお聞きしたいと思っております。

それから、南部町自身が、我々自身がいろいろ町では達者村百景だとか、それから観音巡りだとかいろいろなことあるんですけれども、あまり町内にPRと申しますか、一般的なPR不足と申しますか、あまりメディア、新聞にも取り上げられる機会がちょっとこのごろ少ないように見えています。どういう形で町そのものを売り込んでいくかということも重要だと思っておりますが、その辺について、特に観光産業に取り組んでいく上では重要だと思っておりますけれども、そういう町を売り込む作戦というものを独自に考える必要があるんじゃないかと思っております。その辺についての考え方もお聞きしたいと思っております。

それから、我々議員で研修してきた民泊と申しますか、そういうのについても、もう相当前から我々の町もそうした民泊事業と申しますか、修学旅行等の対応というのをやってきたんですけれども、やっぱり今頃打ちのような気が私はしています。ですから、その辺の中でもこの「ビジットはちのへ」の力と申しますか、これをいかに利用していくかというのが重要だと思っておりますけれども、その辺についてももし考えがあればお聞きしたいと思っております。

それから、町民ホールについては私なりに、今学校には中庭という場所があって、あそこは普

通にスリッパの状態に出てスリッパの状態で入ってくるというものですから、あの状況を見たときに、これは一般市民も汚れた靴で入らなければ十分に可能だと思って、これは現実的には土足のままに出入りしているような状態が続いているんです。各学校の行事を見ても。

ですから、その辺で、もうこれは積極的に土足禁止という基準を外して、できるだけ利便性を確保してあげたほうがいろいろな面でいいと思いますので、その辺のところを積極的にぜひ、期限を決めてもう解放に向けての準備に入っていただきたいと思いますが、その辺のことをどういうめどのもとで検討していくかお聞きしたいと思います。

先にまずその点をお聞きします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず「ビジットはちのへ」の職員派遣等々に関しては、現在のところは考えてございません。

一つは今山田町の派遣、県職員の派遣、そしてまた東京のほうの活性化センターへの職員の派遣も行っております。現在八戸市のほうから職員を派遣予定あるということで、具体的にどう動くようになっていくのかまだ未知数なところもございます。ですから、将来的に派遣を検討していく場合には、当町だけではなくて構成市町村、ここが持ち回りで派遣するようにしていったほうがいいのか、八戸だけの職員でもやっつけていけるのかどうか。少し、これは実際開設して、その業務内容等々を少し確認してからということにしたいと思っております。

それと、鉄道の需要、青い森鉄道。当町には4つの駅がある、非常に多い町でもありますので、これは「ビジットはちのへ」に限らず通常の観光を含めながら、青い森鉄道と連携してイベントのときに列車を出していただいたこともありますし、今はシャトルバスのほうでイベントに来てもらっている部分もあります。ただ、鉄道の場合、駅からまた二次交通、これはやはりどうしても考えなければならないと。そこからまたおそらくシャトルバスも出さなければならなくなるでしょうから。ただ、駅がある、4つあるという利便性は高いわけですから、ここは検討をしながら進めていきたいと思っております。

それと、達者村百景を見ながら、それぞれの個性、町村に特色がございます。取り組んでいるのもさまざまでございますので、いかに自分の町の、当町の、南部町の特色、観光にしろイベントにしろさまざまな、グリーンツーリズムに取り組むにしても、他にない取り組みがあると思いますので、私ども南部町のやっぱり持っているいい取り組みと、ここはやっぱり強調していかな

ければならないと思っております。

また、達者村百景につきましても非常にいいものを行っているとは思っております。担当課のほうに、まず町民の方々もそれを知らないといけないということで、いわゆるバスツアーも行ってあります。こういうことをしっかり担当課のほうで継続をしながら、まず町民の皆さんに理解をしてもらっていくことによって、やっぱり町外にまたPRしていけるだろうと思っておりますので、担当課ではしっかりと、町外だけではなく町民の皆さんにもしっかりPRできる、そういう取り組みをぜひ担当課で行ってほしいと思っております。

それと、町民ホールでございますが、さっき最後に私外履きの利用を検討したいというところを上履きと申し上げたみたいでございます。外履きの検討でございます。

ホールのほうから入っていく部分だけを考えると、外履きでロビーと図書館、ホール、これは可能だと思っておりました。どうしても名川中学校との出入り、体育館のほうの出入りとか校長室、そちらのほうの出入り、その部分はどういうふうにするとかいろいろ、若干課題がありますが、私も何回も利用するわけですが、やはり見ていると上履き、かえるのに非常に混雑すると、荷物にもなっているという部分は感じておりました。

ですから、今後検討でも、前向きな中での検討で、学校のほうとも協議をさせていただいて、できるだけそういう形になるように、工事費もかかるわけですがけれども検討してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） もう一つ、この「ビジットはちのへ」といいますか、南部町の観光行政の取り組みの、どうしても大きな組織で企画するとすれば、バスツアーとかそういうものがどうしても中心になると思います。ですから南部町でも、この前町長の挨拶の中にありましたけれども、若手職員の中からチェリリン村をいかに利用するかということも上がっているという話を聞いて頼もしいと思いましたがけれども、やっぱりバスで移動してきて、ここに来て時間をつぶしてもらおう。そういうのをどういう形で南部町の中でつくりあげていくかというのは、これは我々に課せられた課題だと思いますので、ぜひその辺も一つ何コースか、バスで来ても南部町で時間をつぶしてくるとほかに行ける、南部町で宿泊となれば宿泊施設の問題もあると思いますけれども。

ただ、人によって、私もこの前三陸のほうをちょっと女房と2人で何時間か歩くコース、実際

に行ってきました。海岸線を歩きながらですね。そんなに多くの方が歩いているわけではありませぬけれども、やっぱりそこに行ってそこでしばらく滞在しながら、缶ジュース1本でも買って飲みながらと、そういう時間をつくれるのを、ぜひ南部町でもそういう場所をやりながら企画する、そういうのをぜひつくりあげていただきたいと思います。その辺はもう当然若手職員の中も考えているということですから、期待しているんですけども、そういうものをぜひ南部町でもつくりあげていく必要があるだろうと。

それから、南部芸能の一つで七唄七踊り、これもやっぱり南部町に前もって予約していけば見られるっていう、せっかく伝承館ある、チェリウスみたいな舞台もある、いろいろなところがありますから、そういう企画の中に、予約で企画を組めば、南部町に行くところというのもじっくり、2時間ぐらい時間費やしてそこで過ごせるっていうような企画も私はアイデアとしてはいいような気がしているんですけども、これは個人の趣味ですからあれですけども、そういうのもぜひ、南部町ならではのものをぜひつくりあげて、この「ビジットはちのへ」の取り組みの中に組み入れさせるといような形もぜひお願いしたいと思います。

それから、町民ホールの件、私も限定するべきだと思っていました。それは、少なくとも図書室も上履き履きかえのほうがいいかもしれない。それはもうはっきりホール関係のところだけでもやってあげれば相当違うだろうと思っていますので。学校のほうを土足っていうのは私も難しいと思いますので、町民ホール側から入るところからホール内という限定でもいいと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

以上です。何かさっきの「ビジットはちのへ」のことでいろいろあればお答えいただいて、なければ私の質問はこれで終わります。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 「ビジットはちのへ」に関連する、いわゆる観光を含めながら町内を回れるようにするというので、一つはコースの中で、自分なりに思っているのは、海外行くと貸し出し自転車、海外の場合は置き場所を決めておいて、それをどこでも置いて次へ移動すればいいと。最近東京もそういう、非常に見られております。

そういうことを考えると、例えば駅に置いておいて、ただどこにでも置いていてもいいというわけじゃない。ある一定の場所を決めて、こことこの場所であればそこで置いていってもいいと、そういう部分も少し検討してみる余地はあるのかと。そして、自転車で回ってみると。こう

いうのも、置き場所の関係から、また元に戻すとか。七戸の道の駅さんが、たしかやられていると思っていましたけれども、そういうのも検討しながら、多くの方々が利用しやすい、利便性が高い、そういう部分を考えてまいりたいと思ってございます。

ホールにつきましては、先ほど申しあげました。前向きに少し検討していきたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

次に、7番、山田賢司君の質問を許します。山田賢司君。

（7番 山田賢司君 登壇）

○7番（山田賢司君） おはようございます。

今年の5月1日に年号が変わります。いろいろな場面で言われる、平成最後の議会になります。今議会で質問の機会をいただき、ありがとうございました。

平成を振り返れば、バブルが終わり日本経済は不況が続き、大きな地震が各地で発生し、異常気象による豪雨など今まで経験したことがない自然災害が発生するなど、マイナスのイメージが強い平成だったように思います。中でも、働く人にとっては、低所得、過労死、派遣切りなど、労働環境は最悪の時代だったと思います。このような環境の中で、少子高齢化の進む地方は、国の施策もあり町村合併に進む方向になり、平成の大合併といわれることになりました。

当町でも三町村での合併をしました。その決断をされた一人でもある工藤町長がここにおられますが、私は正しい決断だったと思っています。今問題になっている統計はとっていませんが、多くの町民は私と同じ思いだと思います。

私も、還暦を迎えた年に年号が変わります。昭和、平成、新年号と、三世代を生きることになります。昔を懐かしむだけでなく、未来を考え前に進んでいきたいと思っています。

それでは、質問に入ります。

当町でも職員の人事評価制度を導入しましたが、個別には公表できないと思いますから、全体の状況でいいので質問にお答えください。

1つ目は、現状はどのような評価になっていますか。

中には評価の低い職員もおられると思いますが、低評価の職員についてスキルアップをしていく必要があると考えますが、どのように考えておられますか。

また、制度の導入により、導入前と比べ職員の意識や行動に変化は見られますか。

町長は、年頭のあいさつの中で、行政運営についてスピード感が足りない、もっとスピード感をもって仕事をするように言われました。そのためには行政運営にかかわる職員の意識が大事だと思います。政府の働き方改革の施策は、職場や個人の生活環境も変わるような気がします。その中で評価制度は、周りの評価を気にするのではなく、個人が自分を評価し、自分を見直す制度だと私は思っています。

次の質問ですが、旧庁舎の活用の利用方法であります。

工藤町長はいろいろな考えをお持ちだと思います。私的な場面ではお考えを聞いておりますが、具体的に中身までお聞きしていないような気がしております。来年度は統合庁舎の建設が始まります。2年後には完成します。2年も先と考えるか、2年しかないと考えるか、スピード感は違います。完成時期が明確になった今、旧庁舎の活用方法についても検討し、方向を示すときに来ていると思いますが、町長はどのように考えておられますか。お聞きします。

合併してから10年以上たち、庁舎に対する思いは町民一人一人にあると思います。旧庁舎の活用方法も大事だと考えます。合併を決断した工藤町長の思いもひとしおではないでしょうか。私も初心を忘れず、おごることなく、さまざまな課題に取り組んでいきたいと思っております。

以上、私から大きく2つについて質問させていただきます。答弁をよろしくお願い致します。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、山田賢司議員にお答え申し上げます。

まずは、職員の人事評価の現状についてのご質問であります。職員の人事評価は、知識や判断力、挨拶の実行などを評価する「能力評価」と、目標の達成状況などを評価する「業績評価」で行っており、いずれも評価の高い方から、S（極めて良好）、A（特に良好）、B（良好、標準）、C（やや良好でない）、D（良好でない）の5段階として、期待される水準をおおむね満たしている場合はBの評価としております。

今年度の人事評価結果を5段階の割合で申し上げますと、「能力評価」では、Aが5.8%、Bが92.4%、Cが1.8%。「業績評価」では、Aが11.6%、Bが87.3%、Cが1.1%であり、最上位のS及び最下位のDの評価はございませんでした。

評価の低い職員のスキルアップにつきましては、人事評価制度の一番の目的を人材育成に位置づけていることから、評価の低い職員は当然であります。全ての職員の能力を最大限に発揮さ

せ、組織パフォーマンスの向上を図ることが必要と考えており、職務を通じての指導面談や各種研修を受講させております。

次に、制度の導入により職員の意識改革や能力に違いが出てきているかではありますが、制度導入後、各種研修への参加意欲が高まってきていることから、職員の意識改革は進んでいるものと考えておりますが、一方、挨拶を始めとした町民への接遇や仕事へ取り組む姿勢に改善の余地がある職員もいると感じております。

今後も人事評価制度を十分に活用して組織全体のレベルアップを促し、住民サービスの向上へとつなげてまいりたいと考えているところでございます。

次に、統合庁舎建設後の旧庁舎の活用方法についてお答え申し上げます。

統合庁舎は平成32年度に完成し、平成33年度に開庁予定としているため、議員ご指摘のとおり、統合庁舎建設と並行して、現在の庁舎の具体的な活用策を検討しなければならない時期であると考えております。

庁舎の活用方法については、これまでに第76回定例会では山田賢司議員から、また第82回定例会では中舘文雄議員から、それぞれ起業を目指す方に対する支援策について一般質問があり、起業する方々や特定の団体に貸しつけることも考えていることをお答え申し上げます。

庁舎の活用方法については、やはり新庁舎の建設が具体的に決定するまでは、やはり先走って現在の庁舎の活用方法をとというのは順番的にやはり違うかということで、自分自身の思いというものはありませんが、今庁舎が実設計に入って、庁舎建設が確定してございます。

そこで、現在の福地本庁舎、また南部分庁舎、この2カ所になるわけですが、私は南部分庁舎につきましては、具体的な構想として、南部地区には聖寿寺館跡からさまざまな貴重な遺物が発掘されております。現在はもとの相内小学校の校舎のほうにただしまつてあるという状況でありますので、非常にもったいなく思っております。それとあわせて庁舎にはいろいろな絵画とかそういう部分も、寄贈していただいたものもあります。できれば1階は窓口業務を残し、また1階フロアを活用したい団体、組織等があれば、1階はそういう形で考えていきたいと思っておりますし、2階、3階はいわゆる博物館的な形で展示できるようにしたらどうかと。当然改修はしなければなりませんのでお金がかかりますけれども、場所的にも聖寿寺にも近いという部分で、そういう形で今、まだこれは自分の構想でありますけれども、考えているところであります。

また、福地本庁舎でございますが、当然1階は窓口業務を残し、そして雑談的に山田議員、商工会長でもありますのでお話をさせていただいたこともあります。商工会のほうも可能であれば、場所のほうもぜひ提供したいと思っておりますし、今後観光協会、夏堀副議長さんが現在会

長でありますけれども、そちらの観光協会の事務局の場所もこの福地の本庁舎のほうに、可能であればどうかとも思っております。

そしてまた、2階、3階があるわけでございまして、一つは、メインにしたいのが、若い人たちが企業を起こす、そういう方々に2階、3階のあいている部屋を提供して、今はインターネット関係の企業であれば別に市内でなくても十分可能でありますし、またそういう地元出身で現在取り組んでいる方もおります。そういう方にも既に呼びかけもさせていただいているところでありますけれども、今年1年、議員からもございました。1年である程度の構想といいますか考えを、はっきり計画を立てて進める時期に来ていると思っておりますので、今年1年はそういう両庁舎、この活用方法について検討しながら、新庁舎が完成と同時にはいかないと思っておりますけれども、工事もありますので、若干は新庁舎オープンしてから時間はいただくとと思っておりますけれども、そういう時間をかけないで、今の考えを議員の皆さんとも相談させていただいて、ご理解をいただければそのような考えで進めてまいりたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。山田賢司君。

○7番（山田賢司君） ありがとうございます。

再質問であります、多分人事評価制度、個人が年間目標というかそういうものを多分提示、書いてあると思うんです、評価の用紙には。その達成割合というのはわかるわけですよ。そこ、ひとつ聞きたい部分と、今のこの評価制度、Bがほとんど、9割方ありますが、この評価をよしと見るのか、まだまだ足りないとするのか、その辺を町長からお聞きしたいと思っております。

あと、今町長おっしゃった庁舎の再活用ですが、1年間これから検討してまいるということですが、やはり企業が仮にここに、庁舎に入りたいと。そうならば、準備等あればやはり1年ぐらい準備期間、必要になってくるわけですから、いろんな部分、設備にしても、会社の中での決定と、いろいろな部分で係ってくるわけですから、来年度、平成31年度、そういう中でやはり賃料その他いろいろな部分が発生してくるわけですから、その辺は早目に決定していただいて公表していただくことによって、やはりこの南部町で事業を起こしたい、またここに来て仕事してみたい、そういう人たちも増えるような気がしますので、やはりここに来て何が一番住みたい、住んでいいかというのは、やっぱり仕事があって収入があって初めて南部町に戻って仕事するかっていう気持ちになるわけですから、その辺を含みながらお考えいただければと思っております。

プロジェクトチームその他いろいろ検討会等考えられるわけですが、その辺のお考えもちょっと町長のほうからお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず評価制度でございますけれども、評価、自分自身が自分を評価する、またどれだけ目標を達成できたかと、自分の評価と、また課長級が自分の部下を評価するという2つの方法を用いております。ただ、今の評価でいいのかというと、まだもう少しこれは取り組むべきところがあると。

そしてまた、本当に一生懸命頑張って仕事をしている職員、明らかに本当に頑張っていると。そしてまた、町民の方々からも非常にやっぱり評判がいいと。こういう職員も実はおります。ただ、中にはやはり、少しまだ指導が必要だという職員もいます。そして、我々行政が町民の方々から言われるのはどっちが多いかというと、仮に一所懸命頑張っている職員が10人いても、1人の職員がやはり指摘を受けるような行動をとって仕事をしていると、全員がそういうふうな職員に見られてしまいます。ですから、特に評価の低い職員には少し徹底して指導しながら、やはり公務員の基本である、町民のために我々は仕事をするんだと、この最も基本的な部分をしっかりと改めていただいて、そして今後として仕事に従事する、そういう形にまだ取り組みをしていかなければならないと思っております。

それから、庁舎の件でございますが、これはいろいろな部分で希望をとって、当然その会社も若干準備する期間が必要になるでしょうから、やはり情報を早く出して、希望する、手をあげたいということも早めに情報をとって、改修するときできればその要望、全額当町が持つか、そういう部分も含めながら、できるだけスムーズに移転できる、まずそういう形にしなければならぬと思っておりますので、今年1年かけて計画を煮詰めて、そして早めに声をかけて希望をとるということを早くしていかなければならないだろうと、このように考えております。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。山田賢司君。

○7番（山田賢司君） 今、人事評価についていろいろ町長のほうからお聞きしたわけですが、民間企業であれば能力に応じて給与の差をつけるとかいろいろなことができるわけです。最悪であればもうやめていって結構ですという話になるわけです。ところが、公務員であればそれはで

きないと。首切ることはできないわけですから、もう保障されているわけですから。やはりそれに甘えてはだめではないのかと思うわけです。

何でこんな話をしているかあれですけども、人間を育てるとというのが一番大変なことだと思うんです、職員にしても、我々もそうではありますが。やはりそこでもう一度、自分が目標としたものをクリアできていない、それが一番大事なことだと思うんです。他人はどう評価するか、それは別として、やはり自分が年間目標を立てたことをできていなかった。じゃあ、次の年その目標をまた立てて、またそれができるのか。そういうところをやっぱりある程度指摘していかないとどこが悪かったのかということもわからないわけですから、なあなあで済ませていくとやはり育っていない部分が多々出てくると思います。

だから、例えば、変な話ですけども、今公務員の人事、公務員のモチベーション、そういうものが今国会の中でいろいろ騒がれているわけですが、多分当町ではそういうことはないと思うんですが、やはりそういう部分を、もっとやはり仕組みを考えると、そういう中身を考えていかなければならないときに来ているのかと思っております。例えば人事評価の制度を、職員が見るのではなく、総合的に第三者が判断する。そういう仕組みもあると思うので、なかなか難しいことだと思います。人を、やはり成績をつけるということは大変難しいことだと思いますが、全体の流れとしてこういう傾向にあると。第三者に見てもらって、こういうことがまだまだ必要じゃないですかという話を聞くのもやはり一つの方法だと思いますから。

そういう意味で、やはり南部町、よくなっていくためには、職員の方々がスキルを持って取り組んでいかないとなかなかよくなっていかないという部分もあると思いますから、その辺をぜひ検討していただくというように望みまして、私からの質問を終わります。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） これで山田賢司君の質問を終わります。

ここで、11時5分まで休憩とします。

(午前10時51分)

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時05分)

○議長（馬場又彦君） 10番、工藤正孝君の質問を許します。工藤正孝君。

(10番 工藤正孝君 登壇)

○10番(工藤正孝君) おはようございます。

さきに通告しておきました2点について質問をいたします。

1つ目として、果樹防風網の修理に関する町の対応についてであります。

毎年のこととって諦めてしまう農業者の第1位とっていいぐらいの災害として掲げられる農業災害は、台風による大雨、暴風であります。昨年平成30年の台風の発生を見ますと、発生数は29個、日本への接近数は15個で、そのうち5個が上陸しました。いずれの数字も平年を上回りました。

私が生まれた昭和38年以降で青森県に最も甚大な災害をもたらした台風は、平成3年9月28日に発生した通称リンゴ台風といわれた台風19号で、死者9名、重軽傷者225名、被害額1,129億円、うち農林関係が881億円となり、その後の復旧、復興活動には相当なる費用と時間がかかりました。中でもリンゴ農家の被害が最も多く、被害面積は2万2,400ヘクタール、被害数量は38万8,000トン、被害総額は741億7,400万円とされていて、リンゴ園地では倒木、枝折れの被害に見舞われ、リンゴ農家の収穫量回復には6、7年から20年近く時間がかかるなど、長期的な打撃となりました。このリンゴ台風からの影響により、国は天災融資法の発動及び激甚災害法の適用をし、県は園地再生特別緊急対策事業及び落下リンゴ対策事業を実施しました。その後も事業名が変わりながらも、改植事業、防風網設置事業等も継続中であり、この事業を活用する農家は近隣町村の中で南部町民が一番、圧倒的に多いと聞きます。いかに果樹の里南部町かということだと考えます。

そこで質問に入りますが、以前予算委員会で馬場議長が質問した防風網の交換にかかわる補助はないのかという件に対しまして、町長の答弁は前向きな答えであったと記憶していますが、その後どうなったかをお伺いいたします。

2つ目として、三戸駅前ふれあい交流プラザの建設の仕様についてであります。

平成4年に建設されたふれあい交流プラザは、土足のまま利用できる施設として大変人気があり、さまざまな用途に使われております。旧南部町時代につくられた際に、多目的に使用できるホールもありながら、時代の流れやそのときのニーズに対応するため、2階増築が可能なつくり方にしたということをお伺いしますが、これから地元町内会や利用する各団体様の意向を踏まえ、増築する考えがあるのかをお伺いします。

以上2点について質問いたします。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤正孝議員にお答えを申し上げます。

まず、1点目の「果樹防風網の修理に関する町の対応について」でございますが、平成31年度当初予算に助成費用として495万円を計上しているところでありますので、よろしく願いいたします。

次に、ふれあい交流プラザの建物は将来2階を建設できる仕様につくられたと聞いているが今後2階をつくる予定があるのかについてでお答え申し上げます。

合併当初から引き継ぎとしてそういう話は出ておりませんでした。ただ、今回の質問によりまして設計図書などを確認したところ、一部2階を建設することができる設計となっております。建物奥の多目的ホールと、その手前でございます待ち合いロビーを除いた上の部分に、約111坪の2階を建設できるような設計になっているものでございます。

建築の専門家からお聞きしましたところ、工事費としましては1坪当たり約100万円から120万円程度がかかるほか、建設に係る設計費や増築に伴う浄化槽の入れかえなどの設備工事費用も発生することから、2階の建設に要する費用は概算で1億2,000万円以上かかるとの予測でございます。

現在交流プラザの使用頻度は年間4割程度の利用となっている状況や、2階の建設にかかる費用のほか維持管理費などを考えますと、現在ふれあい交流プラザに2階をつくる予定はないものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 質問はありますか。工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） 平成31年度に495万円の予算を計上したと。非常に早い答弁でびっくりしました。

いろいろな、さまざま以前もスプレアの補助金等々もすごく早い対応で処理して、対応してくれたというふうな認識はありまして、深く感謝したいと思っておりますが、実は昨日、平川市の友人から電話がありまして、南部町のその取り組みを御存じのようで、以前にも問題視されました黒星

病、ホニヤによる黒星病が蔓延したという対策について、南部町は大したもんだというふうに言われました。

参考にメモってきましたが、「冬期りんご講座技術ガイド」というのがあります。これも県かりんご協会がつくって発行しておりますが、4,500部つくられているそうです。そして、りんご協会、支会という言い方しますが、170支会、4,000人の会員に売られるということで、残りの500部は会員外の方にも販売していると。これは、会員が岩手県も長野県も、全国に会員がいらっしゃるそうです。

そしてまた、私も以前韓国に伺った際、青松市、榮州市にもりんご協会のこういったものがありました。日本語は訳して勉強をしているという、非常に貴重な資料であります。この10ページに、南部町の例ということで、黒星病放任野園、耕作放棄地対策の一例ということで、正寿寺地区が去年伐採して埋めたという、町単独事業で10アール上限4万5,000円という、さまざまこういった資料があるおかげで、りんご協会の職員も大したもんだと、工藤町長さん大したもんだとおっしゃっておいましてし、平川市の友人もいいなというふうなことでした。

また、今回の防風網も495万円というのは、距離にすればどのぐらいか私もわからないわけですが、たしか1枚当たり1万6,000円ぐらいの網、交換料が3,000円ぐらいだったように記憶しておりますが、経費等々さまざま今の需要によって、物価も高騰していますのでどのぐらいの距離の予算かちょっとわかりませんが、いずれにしてもこういった瞬時的な対応というのは工藤町長の得意技でもあろうかと思しますので、今後とも何らかの災害被害等が起こった際には順次また対応を、素早い対応をお願いしていきたいと思います。

ふれあい交流プラザについては、きのう、町長も一緒でしたが、古町町内の集会場及び屯所の落成式、入魂式等がありましたが、以前の南部町職員のOBの方に言われました。まだ質問していないのに何かあっちから先に言われてちょっとびっくりしましたけれども。

文化財等々が聖寿寺のことだと思ふんです。そういったのが出てきたら量に応じてつくってほしいと思うけれども、なかなかうまくいっていなかったからそのままずらっとなっているんだというふうなことは伺いました。今回こういったふれあい交流プラザについては、駅前町内会の方、ご婦人の方から言われて、私もわかりませんでした。2階がつけられる構造になっていたというのは。恐らく近年駅前町内会等も人口が減少になりましたし、役場本庁舎も真ん中に行っているという、寂しさゆえにそういったことをおっしゃったんだろうというふうに考えます。無理くり何かをつくってとかということではなく、今おっしゃったようにかなりの、1億2,000万円という高額な工事費用もかかるようですので、それも時代の流れに応じた対応でよかろうと思ひ

ます。

私からは以上でございます。何かありましたら、答弁。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 防風ネットにつきましては、担当課のほうで防除組合からもアンケート調査をさせていただきました。希望する農家の方々、そしてまた希望するメーター数等々も調査をして予算を計上しております。

まだ使える方々もいるわけでありますから、今年だけというふうには考えてございません。今年希望しなくても来年、再来年希望する方もあるでしょうし、しっかりと毎年調査をとりまして、必要な部分を計上し、農家にはその分いい果物をつくっていただきたいと思っております。

また、交流プラザにつきましては、必要性があれば当然建設したときに2階も建設したはずだったと私は私なりに考えております。そういう中で、構造的には2階を一部建て替えできる構造になっているといえども、二十数年過ぎてきておるわけございまして、当然この2階を建てて、下がそれに対するちゃんとした対応ができるのか。そしてまた数年後には下がよくても上が年数をして上を直す、非常に建物的には不都合な部分が私は生じてくるだろうと思っております。そしてまた地元の方々も具体的に何ということではない、そういうあれで、何かがあればいいということだけでは少し、私どもも有効な財源の活用方法を考えていかなければならない立場でございますので、現在のところは考えていないところであります。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。

これで工藤正孝君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、3月5日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

(午前11時18分)

平成31年3月5日（火曜日）

第85回南部町議会定例会会議録

（第3号）

第85回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成31年3月5日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

6番 西野耕太郎

1. 馬淵川の洪水被害対策について
2. 町で委託している多目的バス事業、なんぶ里バス事業等について

1番 松本啓吾

1. 空き家実態調査の最終結果とその後の状況について
2. 奨学金貸付制度について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

1番	松本啓吾君	2番	久保利樹君
4番	坂本典男君	5番	滝田勉君
6番	西野耕太郎君	7番	山田賢司君
8番	八木田憲司君	9番	中舘文雄君
10番	工藤正孝君	11番	夏堀文孝君
12番	沼畑俊一君	13番	根市勲君
14番	工藤幸子君	15番	馬場又彦君
16番	川守田稔君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	佐々木俊昭君
総務課長	久保田敏彦君	企画財政課長	西舘勝彦君

交流推進課長	松原浩紀君	税務課長	金野貢君
住民生活課長	岩間雅之君	健康福祉課長	福田勉君
農林課長	東野成人君	商工観光課長	中里司君
建設課長	川村正則君	会計管理者	野月正治君
医療センター事務長	佐々木大君	老健なんぶ事務長	藤嶋健悦君
市場長	馬場均君	教育長	高橋力也君
学務課長	中村貞雄君	社会教育課長	佐々木高弘君
農業委員会事務局長	松橋悟君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	夏坂由美子	班	長	小林京子
総括主査	留目成人			

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） ただいまから第85回南部町議会定例会を再開します。

本日、川守田議員から質問を取り下げの旨申し出がありましたので、取り下げます。

ただちに本日の開議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時09分）

◎一般質問

○議長（馬場又彦君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告のあったものだけを認めます。質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。

これから通告順に順次発言を許します。

6番、西野耕太郎君の質問を許します。西野耕太郎君。

（6番 西野耕太郎君 登壇）

○6番（西野耕太郎君） 第85回南部町議会定例会の一般質問の機会を与您いただきまして、まことにありがとうございました。

一般質問に入る前に、きょうの朝ちょっと書類整理をしていましたら2011年の手帳が出てまいりまして、2011年といいますと3月11日、今回も3月11日が定例会の最後になっていますけれども、3月11日の、この日も本会議の閉会日でした。このとき東日本大震災が起こったわけですけれども、ちょっと見てみましたら、書いているのを見ましたら、東北地方太平洋沖地震14時47分発生、マグニチュード9.0。多分これすぐ町長から対策会議の招集がかかったと思うんですけれども、私の手帳には17時対策本部会議ってあるんですけれども、これが第1回目だったと思うんですけれども、次、第2回が8時、そして12日には第3回が9時と、第4回が3時。そ

の後見ていきますと、14日には第7回の対策会議が3時から開かれていると。もちろん、私がかたしか最後の建設課だったと思うんですけども、建設課の送別会が18日に行われる予定になっていたんですけども、これも中止になっています。さらに、最後です。3月31日に臨時議会が開催されておりまして、10時です。多分このときは震災の補正予算を組んだのかというふうな気がしています。1時に私が退職辞令をもらっているというような状態です。そのあと、私は終わっているんであれですけども、まずこの大震災、3月11日、くしくも同じ日に閉会になるわけですけども、まだまだ行方不明者の方々が2,500名ほどいると。さらには避難をされている方々がいるほか、復興はまだまだ進んでいないという状態です。一日も早い復興を願うものであります。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1番は、馬淵川の洪水被害対策についてであります。

馬淵川の洪水による被害対策については、県が年度計画により順次、河床掘削、河川拡幅、築堤工事等を主な工事として進めてきており、ここ数年は洪水もなく、成果が出ていると私自身思っております。

しかし、中流部の河川改修は全体の計画がまだまだ進んでいない状況にあります。私の過去の記憶の中に、斗賀地区の蛇行部分の流速を早めるためにショートカット工法による放水路整備を行った経緯がありますけれども、このときは、後で、再質問でまたありますけれども、たしか平成11年の10月だったんですけども、このときの集中豪雨の後のショートカット工法をやったというように記憶しているんですけども、私は。

そこで提案であります、やはりこのショートカットという工法は結構流速を早めるので成果があるというふうに私自身は思っているわけですけども、当町と八戸市の境界部分の法師岡地区のV字となっている大きい蛇行部分があるんですけども、ここをショートカットすることによって中流部の、特に支流の河川の洪水の対策に大変効果があるのではないかとということで、県に町から提案して整備することを考えられないかということをお伺いしたいと思います。

次に、2番です。町で委託している多目的バス事業、なんぶ里バス事業等についてであります。

町で委託しているバス事業等は、道路運送法等に基づき事業を行っており、安全運転管理者、運行管理者等の設置が義務づけられ、乗務員の安全輸送に努めていると思っております。乗客が安心してバスに乗車できるために、次の4項目についてお伺いするものであります。

1つ目は、委託しているバスの運行管理者等は町内のどこで業務を行っているのかお伺いします。

2番目として、委託している町では運行記録等を毎日確認しているのかお伺いします。

3番目は、乗務員の酒気帯び検査の確認について、毎日どのように行い、最終的に町は確認しているのかお伺いします。

4番目として、万が一事故等が起きた場合の町の責任はどのようになっているのかお伺いいたします。

以上、大きく2点について質問します。よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、西野耕太郎議員にお答え申し上げます。

まず現在、馬淵川中流部の洪水被害対策として「馬淵川広域河川改修事業」を県より実施していただいているところであります。門前地区では堤防のかさ上げ工事を施工しており、駅前地区においては堤防新設のため用地交渉を進めている状況であります。町としても、大向地区宅地造成事業を実施して移転用地を整備するなど、早期整備に向けて県と協議しながら進めているところであります。

馬淵川中流部の河川整備の要望は、八戸市・当南部町・三戸町・田子町の4市町で構成する馬淵川とともに生きる期成同盟会において、県、国土交通省及び県選出国會議員の方々に毎年要望いたしております。

その要望内容でございますが、次の3点になります。

1点目は、馬淵川広域河川改修事業の促進であります。

2点目は、まさに西野議員からご質問がありました、八戸市と南部町境界部分の蛇行部、狭窄部の河道掘削であります。

3点目は、国直轄区間の櫛引橋下流の早期完成と国による中下流一体管理の実現であります。

2点目が、先ほど申し上げました西野議員からのご質問の内容であり、県からは「河川改修は、上下流のバランスを確保して進めなければならないため、下流の国直轄区間の整備状況を考慮しながら長期的課題として検討していきたい。」と回答いただいております。

また、3点目の国直轄区間の櫛引橋下流の早期完成と国による中下流一体管理についても、「今後も引き続き、粘り強く国に要望していきたい。」と回答いただいております。

ショートカットの件ですけれども、やはりあそこの部分のショートカットをやっぱりしない

と、今工事している部分の効果というのも私はやっぱり薄いのではないかということで、県のほうには図面で示して、やはりショートカットすると我々の地域も非常に被害が少なくなるということでお願いをしておりますが、とりあえずは今の、この前終わりました、緊急対策事業が終わりました、今広域河川整備事業に入っているわけですが、まずその部分を完成させて、ただショートカットの部分は、あそこの部分をしないと効果が出ないということは伝えてございます。

それと、八戸市にも言っているんですが、馬淵川とともに生きる期成同盟会会長をさせていただいておりますが、なかなか南部町地区、三戸地区の現在の河道掘削なものですから、そのおかげか市長さんまだ一度もみえていただいております。まだ他の地域のイメージがあるのか、やはり八戸市も関係していますので、狭窄は、ここについてはやはり八戸市も音頭をとって、一緒になってやっていかなければならないと。

そしてまたこの狭窄部の部分、以前どなたかの質問で申し上げましたが、ちょっと私専門家の知り合いの方がいまして、その方から数十枚のペーパーももらっております。その中に、やはり議員がおっしゃったショートカット、狭窄部、あそこがネックなんだと。あそこを解決しないとなかなか最終的な課題解決にはなっていないというアドバイスをいただいておりますので、その方の助言を得ながら、県のほうにも同じようなことを要望しているところでございます。

町としても馬淵川の治水対策は最重要課題として認識しておりますので、今後も県知事初め国土交通省、国会議員の方々に、また議員の皆さんと私一緒をお願いしているわけでございます。今後も一緒になって、住民の皆さんが早く安心できるように取り組んでいきたいと思っております。

次に、町で運行している多目的バス、なんぶ里バス事業等についてお答え申し上げます。

まず、委託しているバスの運行管理等は町内のどこで業務を行っているのかのご質問ですが、道路運送法第23条で運行管理者について規定されており、国土交通省令で定める営業所ごとに運行管理者を選任しなければならないこととされております。

多目的バスはバス事業者へ委託しておりますので、運行管理者は「岩手県北自動車株式会社南部支社八戸営業所内職員」となっております。また、なんぶ里バスは運転管理業務をバス事業者に委託しておりますので、「岩手県北自動車株式会社南部支社三戸営業所内職員」となっております。各営業所ごとに統括運行管理者及び運行管理者、同補助員をそれぞれ定めまして運行業務を行っているところでありまして、町内に運行管理者などの常駐はございません。

次に、委託している町では、運転記録等を毎日確認しているかでございますが、多目的バスに関しましては、契約書により毎月業務実績報告書として翌月の10日までに報告することになって

おります。

報告されてくる内容としましては、平日、土日祝日ごとの運行日数と運行距離、また毎日のダイヤごとの収入金一覧や回数券枚数・乗降人数などが町に報告されておりまして、その内容について町で確認を行っております。

なんぶ里バスにつきましては、事業者から月締め後、乗降人数の報告がされており、運用に関してはそれぞれ違いがございます。

また、バス乗務員の労働時間などに関しましては、「労働省告示第7号自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」が平成元年2月に定められておりまして、バス運転手の一日についての拘束時間、運転時間、連続運転時間などの基準が定められております。

次に、乗務員の酒気帯び検査の確認について、毎日どのように行い、最終的に町は確認しているかのご質問であります。多目的バス、なんぶ里バスとも岩手県北自動車株式会社に運行委託している状況であり、多目的バス、なんぶ里バス双方の乗務員は、携帯端末に接続するアルコール検知器により検査を実施しております。いずれも毎回乗車前、乗務終了後に行っており、酒気帯び検査の結果や履歴などは事業所内で厳しく管理されております。

また、バス事業者において、全乗務員を対象としました各種の安全教育・事故防止マニュアルなどを活用しまして、乗務員への教育と指導を実施しているところであります。

次に、万が一事故等が起きた場合の町の責任についてのご質問であります。多目的バスに関しては運行主体がバス事業者でございますので、事故発生時の対応に関しては事業者の責任で処理されることとなっております。なんぶ里バスに関しましては、運行主体は町で、町所有の車両を使用していることから、事故の際は町が加入する保険による対応となっております。

ただし、どちらの運行に関しましても、事故が発生した場合には、担当課であります企画財政課職員が現場に急行し、状況確認をして、その後事業者からの事故報告書によりその都度確認を行っている状況でございます。

町民が安心して毎日利用できるよう、乗務員の管理などにつきましては、関係法令に基づき適切に管理するようバス事業者への指導も含めて対応しているところであり、今後も安全面に関しましては引き続き適切な対応に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（馬場又彦君） 質問ありますか。西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） どうも、ちょっと町長大変前向きなご答弁ありがとうございました。

馬淵川についてですけれども、まずちょっと調べましたら、結構馬淵川のといいますか、馬淵そのものの水害対策が結構多いといいますか、5年に一度とか3年に一度ぐらいのあれでしていると、起きているというような状況です。

なぜ私もショートカットがいいのかという経緯ですけれども、実は先ほども言いましたけれども、平成11年10月です。町長は11年に9月に町長に就任していると思うんですけれども、その当時私は学務課の課長をやっています、10月のたしか末のあたりだったと思うんですけれども、この三八地区、岩手県北も含めてですけれども、今でいうゲリラ豪雨、集中豪雨があつて、その当時学務課に私在籍していたんですけれども、朝はそんなに強くなかったと。子供たちは全部学校に登校したんです。その日はたまたま、その当時、町長も知っていると思うんですけれども、旧名川町は平泉町と小学生の国内交流をやっています、子供たちに付き添って教育長がいなかったんです、ちょうどその日が。私が学務課長のときだったんですけれども。

子供たちが全部登校して、10時あたりからすごく強い雨になりまして、如来堂川も氾濫する、それから剣吉川も氾濫する。名川町の話になりますけれども。そして、学校の給食が、給食センターの車が出たんですけれども、当時の鳥谷小学校、鳥舌内小学校、名久井第一中学校はもう橋を渡れないという状態だったんです。子供たちはもちろん登校していましたので、私その当時学務課の最高責任者になっていますし、各学校長から電話が来たんです。子供たちに給食を食べさせられないと思いますと。子供たちが帰れないかもしれないと。

私はその当時、とにかく学校に全部、出さないでくださいと、学校から下校させることは学校長の判断ではしないでくださいと、全てこちらのほうで指示を出しますからということで、子供たちを学校においた経緯があるんです。もちろんお昼になりました。このときは、給食を食べられた学校は名久井小学校と名久井第一中学校だけだったんです。剣吉小学校も剣吉中学校も食べられませんでした。というのが、剣吉川が氾濫してまして、当然行けないという話になりまして、学校ではどうすればいいんですかっていうことで、安全を見て、先生方がお店屋さんに行つて、インスタントラーメンなりパンなりを買って子供たちに与えてくださいという指示を私のほうから出しています。まずお昼を食べた子供たちもいるし、食べられなかった子供たちもいました。

その後だんだん収まってきまして、午後3時、4時近くになったら雨も小降りになってきましたので、学校長に対して全て父兄に連絡して、父兄が来て帰してくださいという指示を私は出したんです。教育長がいなかったものですから。そういうことで、子供たちには被害がなかったん

ですけれども、そのとき五戸町では豊間内小学校が、子供たちを同じようにして帰宅させるつもりでいたんでしょうけれども、たまたま子供1名が、親がいない間に出て、帰ってしまったということで、浅水川に入って亡くなったというのがたしか記憶にあるんですけれども。

この今の集中豪雨、要するにその当時は集中豪雨という名前で、ゲリラ豪雨が今いつ起きるかわからないものですので、やはりこの河川改修の中のショートカットというのは、特に馬淵川の、今町長も申しましたけれども、V字のところですよ。どうしてもやらないとならないのではないかと、私いつもそう思っていたんです。

これは、その当時ですので、平成11年にやった如来堂川、それから剣吉川、それからもちろん上流の猿辺川等も影響あるわけですからけれども、その後にやはり県では剣吉の部分、剣吉の斗賀地区をショートカットするとよほど違うという結果があったというふうに思っています。ですので、今こうして見ますと、当時やったおかげで如来堂川、もちろん河川改修もしましたけれども、今現在氾濫をしていないということもあります。

やはりこの集中豪雨というのは、勢い大きい河川だけではなくて、支流の河川に対しての影響が大きいものですので、私はそういうことで今回馬淵川の、法師岡地区のショートカット、結構お金がかかるとは思うんですけれども、やるべきではないのかといつも思っていたので、今町長が国に要望している中の、その3点の中に入っているということを知って、大変心強く思っております。

町長も言いましたけれども、八戸市は直轄管理です、国の。ですのでいろいろ対策していますけれども、全て終わっていないとはいったものの、ない水対策等については結構大きいポンプ等も設置していますし、まだまだあれですけれども、どうしても河川の場合は河口に土砂が堆積するということがあります。ですので、本来であれば馬淵川も河口の、これを言うといろいろと差しさわりのあるのかもしれないですけれども、しゅんせつをしないと今後大変ではないのかというのが一つ懸念されるころだと私は思っています。

これについて、町長から前向きな答弁がありましたので、特に町長からの答弁はもう必要ないんですけれども、実は今回建設課長は最後の議会だと思いますので、やはり建設課長も技術屋としてこうやってきた課長ですので、その辺について何か考えがあればお聞かせを願いたいと。

それから、町のバス事業等に関しては、町長のほうからる説明がありました。やはり今何でこういうふうな質問しましたかというのは、こういう質問、バスばかりではなくて航空機あたりでもそうですけれども、酒気帯びの例が出ているわけですので、やはり万に一つでも事故があったりとか、一番懸念されるのはやはり疲労、健康疲労等があれば大変なわけです。ですので、そ

れを管理者がどのように管理しているのかというのが一番やっぱり大きいことだと思います。なれ合いというのは一番悪いことですので、この辺を十分注意して、安全輸送に携わっていただければと。企画財政課長も今回が最後の議会ですので、何かありましたら一言ずつお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） 建設課長です。

それでは、一言。議員のほうも言いました、平成11年は建設課におきまして、朝から雨が強く、当時は出張の予定だったんですけれどもそれすらできないぐらい、役場に出勤してから雨が強くなりまして、当然建設課ですのでパトロールをしまして、午前中三差路のがけが崩れて、チェリーセンターの前のがけが崩れて、そして今言った各河川等が氾濫して、ほとんどの通行がストップしたと。そして、翌夕のこともあのおりですので、小さながけ崩れがあつてまたとまったというような形で、建設課の対応どうなっているんだといわれまして、全地域がそのような形で、全部の通行がとまって、まして国道、河川、そして剣吉川が踏切から駅に向かってもう全部水路になって流れて、鉄道もとまっているというような状況というのは記憶してあります。

それがあの10月28日ですので、私が、そこまでの経験の中におきましては、普通災害はもう、大雨の災害はもうないものだというような、普通思っていましたので、その後災害というのはその年で、国からの査定を受けなければならないということで、その後の処置といえますか、査定への準備というのも大変苦労した思い出があります。

さて、今の陳情等の話におきまして、工藤町長には、建設課の関係におかれましては、青森県河川砂防協会の会長、青森県道路利用者会議の理事、青森県道路整備促進会の理事、八戸能代間東北横断期成同盟会の理事と、ほかにも数多くの役職を兼ねておりまして、なおかつ今言いました河川砂防協会の会長ですので、県が行う国の陳情等に随時参加しております。そういうことから考えまして、建設課としましては、これらの陳情等に関して、これらの重要な事務的な処理に関して、町長に迷惑がかからないようにきちんと速やかに対応、今後ともできるように頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館勝彦君） 企画財政課長です。

私も今回が最後の議会ということになりますので、バスに関しまして一言ご説明させていただきます。

バスに関する安全運行等に関しましては、次の担当課長にきつく申し送りをしまして、そういうことをまずやっていくということでご理解をいただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） どうも、2課長ありがとうございました。

やはり今建設課長も言いましたけれども、のど元過ぎれば熱さ忘れるで、過去の災害はなかなか思い出すことがないんです。ですので、災害の教訓というのを活かしていかないとならないと。

さっき町長が大変いい言葉を言っていると思いますけれども、下流から当然、特に河川は下流から整備しなければなりません。ですけれども、八戸市が一所懸命動かないと南部町も動けないわけなんです。町長は一所懸命その会長をやっているわけですから、八戸市の市長に町長はよろしく願いして、何とかV字のあそこの部分のショートカットをしたいということを、常に話をさせていただいて、早い、早期の実現を目指すことをお願い申し上げ、質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） これで西野耕太郎君の質問を終わります。

次に、1番、松本啓吾君の質問を許します。松本啓吾君。

（1番 松本啓吾君 登壇）

○1番（松本啓吾君） おはようございます。

第85回定例会において質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は今回2点のことにつきまして質問をさせていただきたいと思っております。

まず初め、1点目、空き家実態調査の最終結果とその後の状況について質問したいと思います。

私は、第73回定例会において「空き家問題」について質問しましたが、その際実態調査期間が平成29年3月24日までとのことで、調査途中での把握している数字報告でした。調査が終了し、南部町においての空き家の可能性がある家屋数、また倒壊等の危険がある家屋数はどのくらいあ

ったのでしょうか。

また、この時点での空き家バンクの現状として借用希望者は15名なのに対し、貸し出し希望者はゼロとのことでした。南部町においての空き家問題の一つに、空き家が物置き場となっており、家屋のものを片づけることができれば建物を貸し出すことができるとの町民の声から、平成30年4月1日から「南部町空き家利活用促進事業補助金」を制定しました。平成29年度は借用希望者15名、貸し出し希望者ゼロとのことでしたが、平成30年度の借用希望者、貸し出し希望者、補助金利用者数、契約成立数はどのくらいあったのでしょうか。

2点目に、奨学金貸付制度についてご質問いたします。

前回の第84回定例会において、町の「奨学金貸付制度」について質問いたしました。その際、返還免除等の条件見直しを前向きに検討したいとのことでしたが、その後何か進捗はありましたでしょうか。

ご答弁のほどよろしくお願いたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、松本啓吾議員のご質問にお答え申し上げます。

空き家実態調査の最終結果とその後の状況についてお答え申し上げます。

まず、空き家の可能性がある建物数、また倒壊の危険性がある家屋数についてであります。平成28年度において、国の補助事業「社会資本整備総合交付金・空き家再生等推進事業」を活用しまして、空き家件数を把握するために、町内全域の住宅と非住宅について現地調査を実施し、防災、衛生、景観など、生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家から再生可能な空き家までを区分し、今後の空き家対策の基礎資料とすることを目的として事業を実施したものであります。

空き家等実態調査の結果、住宅用は365棟、非住宅用は47棟の、合わせて412棟の空き家が確認されております。

なお、住宅用とは一般住宅を示しており、非住宅用は住宅用途ではない建築物ということで、店舗、事務所、倉庫、工場などを示しております。

次に、老朽度・危険度判定ランクAからEそれぞれの棟数ですが、Aについては、小規模の修繕により再利用が可能なものが、住宅202棟、非住宅27棟、計229棟がA。Bランクですが、管理

が行き届いていないが当面の危険性は少ないもの、住宅が105棟、非住宅12棟、合計117棟。Cランクですが、管理が行き届いておらず損傷が激しいもの、住宅31棟、非住宅5棟、合計36棟。Dランク、倒壊の危険性があり修繕や解体などの緊急性が高いもの、住宅8棟、非住宅2棟、合計10棟。Eランク、倒壊の危険性があり、解体の緊急性が極めて高いもの、住宅19棟、非住宅1棟、合計20棟の、合わせて412棟の空き家が確認されております。

倒壊などの危険性がある家屋数は、AからEランクのうちDとEに判定された物件としており、老朽度・危険度判定ランクDが10棟、Eランクが20棟、合わせて30棟が、倒壊の危険性があると判定をされております。

なお、老朽度・危険度判定ランクDの10棟とランクEの20棟合わせて30棟は、関係課と合同で現地調査を実施し、確認しております。

また、現在「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」として、町空き家等対策計画について、年度内策定を目指して進めているところであります。

次に、空き家バンクの登録状況及び利用状況等についてお答え申し上げます。

平成31年2月15日現在、空き家バンクに登録されている貸し出し及び売却を希望している方は7名おり、所有者については、町民の方が2名、町外の方が5名となっております。

一方、空き家の利用希望登録者は15名で、町民の方が7名、町外の方が8名となっており、子育て・自然環境がよい、勤務地への通勤環境がよいなどの理由により利用を希望しております。

今年度は、空き家利活用促進事業補助金の設置とあわせ、固定資産税納税通知書へ空き家バンク登録物件募集に係るチラシを同封した効果により、これまで空き家バンク制度の相談件数は51件あり、このうち10件の空き家が登録となっております。

なお、空き家利活用促進事業補助金を活用し空き家バンクに登録した方は2名ありましたが、1名の方が空き家2棟に活用しておりますので、補助金の利用件数は3件となっております。

また、空き家バンク制度を利用して成約された件数については、購入・賃貸それぞれ2件ずつの計4件あり、購入された方はいずれも町民の方で、賃貸された方はいずれも町外の方となっております。

来年度は、空き家利活用促進事業補助金のほか、新たに空き地の利活用を目的に、貸し出し、売却可能な宅地についても募集を開始することとしており、登録する宅地の家屋の解体費用に対しても補助金を交付することとし、当初予算に計上しているところであります。

今後も、空き家・空き地の有効活用により移住・定住などの促進を図ってまいりたいと考えております。少しずつ成果は出ているものと思っております。

次に、「奨学金貸付制度」の返還免除等の条件見直しの検討についてのご質問でしたが、次のように見直しを進めております。

返還債務の免除については、南部町奨学金貸付条例に掲げる、学校を卒業後、引き続き10年以上南部町に居住した場合は奨学金の返還を免除するとあります。

前回松本議員から、今までは卒業してすぐに地元に戻ってきた場合ということにしておりましたが、数年後に帰ってきたい人もいないのではないかと、そういうご意見、見直し等のご質問がございました。我々もスピード感を持って、できるものは早くやりたいという思いではございます。その一つの中で早速見直しをさせていただきました。

そして、見直しですが、学校を卒業後5年以内、今までは直ちに卒業した翌年でしたけれども、5年以内に南部町に居住すれば、引き続き10年以上居住していただければ奨学金の返還を免除するというふうに改めるものでございます。このことによって、少しでもまた地元に戻ってきて、地元で住みたいという方々のきっかけになればと思っております。私どももそのことに、今後またしっかりと要望に応えながら、現行と同じく貸付額のほうも2分の1としております。

なお、今回の奨学金貸付制度については、今回の定例会において、「南部町奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」を議案として、5年以内という訂正、見直しをした提出をさせていただく予定になっておりますので、ぜひご議決をいただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 質問ありますか。松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） 詳しいご答弁ありがとうございました。

奨学金制度に関してなんですけれども、町長がおっしゃったとおり、現状では返還の免除が大学卒業後すぐに、南部町に10年以上居住した方が2分の1の免除という部分が、卒業後5年の猶予というのは、かなり猶予期間も大きくとっていただいて、また2分の1補助というのはほかでも余りしていない事業ですので、これらの奨学金の条件、免除条件が拡充されたということは、これから奨学金を利用して県外等の大学に進学する学生、そして家族にとって、家計を助けるとともに、多くを学んだ方が故郷である南部町に戻るきっかけの一つになる事業ではないかと私は思っております。

また、南部町空き家利活用促進補助金においては、空き家の貸し出し者がゼロだったのが、ことし1年で7名にふえた。そして、空き家の契約成立も4件となったことは、大変成果のある補

助事業ではないかと思っております。

ことしの4月にチェリータウン桜場の分譲受付が開始されます。移住定住、子育て世代に有利な、特別な分譲地とのことで、分譲価格が驚くほど安価ということから町内外で話題となっています。また、テレビCMやチラシ、ホームページに南部町で実施している高校生までの医療費無償や小中学校の給食費無償等の子育て支援制度を掲載したことにより、町外の方から、南部町は子育て世代に寄り添った事業が多く素晴らしいとの声を多く聞きますし、町外の賃貸住宅に住む方からは分譲地の詳細を聞かれます。多くの方が南部町の取り組み、事業に興味を持っていると実感しております。

もちろんチェリータウン桜場の分譲地完売は第1目標であります。分譲の抽選に漏れた方や、割引対象が少なく家屋等を建てたトータルでの価格的に購入を悩んでいる方に対し並行して空き家を紹介する体制がとれれば、宣伝効果等により南部町に興味を持った方に少しでも多く移住定住してもらいたいと思っております。その体制等はどのようにお考えでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 4月から分譲、チェリータウン桜場のほうの申し込みに入るわけですが、早目に完売になってもらえればいいわけですが、それとあわせて今議員からご指摘ありました、やはりまだまだ空き家もあるわけですし、非常に解体等、また改修等の補助金を出すことによって、今までゼロだったのが一気に件数がふえた。ここをまたPRしながら、ハードの提供だけじゃなくて、我々学校給食費の9年間の無償とか高校生までの医療費の無償とか、さまざまなサービスも提供させていただいておりますので、ソフトの部分もしっかりと一緒にPRしながら、分譲地だけではなくて、空き家があったら、そういう空き家でも住める場所には住みたいという方々がふえてもらえればいいと思っておりますので、ここはハードとソフト、またいろいろな町独自の提供というのをしっかりとPRしながら、少しでも若い方含めて住んでもらえるように、そしてまたチェリータウン桜場が早目に完売できるようであれば、また次の地区なりそういう部分も、南部町全体のバランスも考えながら、考えて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） 町長がおっしゃるとおり、いろいろな、トータル的に連携して、本当に町外の方からも今、興味を持ってきていただいている今、南部町を売り込む絶好の機会ではないかと私も一緒に思っております。

空き家が抱える問題のもう一つに、調査結果にもあるように、倒壊の危険性がある家屋があります。今回の調査でも30棟という結果が出ておりました。このような家屋は、崩落または破損して道路をふさいでしまったり、通学であれば小さい子供たちへの日常の危険が大きくなります。また、震災時には最初に倒壊して重要な道路をふさいでしまうかもしれず、周辺住民の避難や救出の障害になる可能性すら秘めています。全国的にも倒壊等の危険性がある家屋は問題となっており、所有者が行政から助言、指導、勧告、改善命令にも応じず公益に反する場合等は、行政代執行を実施しています。しかし、所有者不明の場合は行政が費用負担をせざるを得ないという問題も抱えております。

先ほど町長のほうから、こういった倒壊の危険性がある家屋に関しては、ちょっと私もびっくりしたんですけども、解体等の、少し補助等も検討に入れてという言葉、まず考えがあったということも聞いて、なかなかそういったのも聞いたことがないものですから、すばらしいお考えだと思うとともに、今回の実態調査で倒壊等の危険性がある家屋で、道路近辺にあるような危険家屋の所有者には、事故を未然に防ぐためにも連絡等とり対応していただければと思っております。

私の質問は以上です。もし何かあればよろしく申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 一番問題が、倒壊等のおそれがある家屋。ここは、基本的には所有者が整理しなければならないということで、なかなか行政が行うことが難しいと。1軒やると全てをやらなければならないと、こういう問題もありますし、なかなか逆に所有者のわからない方々とかいろいろあるわけです。

そこで、先ほど申し上げましたが、町空き家等対策計画について、年度内策定を目指して進めているところでありますので、そこでどういう部分まで突っ込んだ計画ができるのかどうか、その中でまず計画を立てながら対策を考えて、実行できるものは実行していくということで、ひとつ課題もあろうと思っておりますけれども考えていきたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） これで松本啓吾君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、3月6日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

（午前11時01分）

平成31年3月6日（水曜日）

第85回南部町議会定例会会議録

（第4号）

第85回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成31年3月6日（水）午前10時開議

- 第1 報告第1号 専決処分した事項の報告について
損害賠償の額を定め和解することについて
- 第2 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
平成30年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 第3 議案第1号 平成31年度南部町一般会計予算
- 第4 議案第2号 平成31年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第5 議案第3号 平成31年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第6 議案第4号 平成31年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第7 議案第5号 平成31年度南部町介護保険特別会計予算
- 第8 議案第6号 平成31年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 第9 議案第7号 平成31年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第10 議案第8号 平成31年度南部町病院事業会計予算
- 第11 議案第9号 平成31年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第12 議案第10号 平成31年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第13 議案第11号 平成31年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第14 議案第12号 平成31年度南部町介護老人保健施設特別会計予算
- 第15 議案第13号 平成31年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第16 議案第14号 平成31年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第17 議案第15号 平成31年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第18 議案第16号 平成31年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第19 議案第17号 平成31年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第20 議案第18号 平成31年度南部町名久井岳財産区特別会計予算
- 第21 議案第19号 南部町役場の位置を定める条例の全部改正について
- 第22 議案第20号 南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第21号 南部町消防施設条例の一部を改正する条例の制定について

- 第24 議案第22号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第23号 南部町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第24号 南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第25号 南部町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第26号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議案第27号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第28号 南部町国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議案第29号 南部町奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議案第30号 南部町ドライフラワーセンター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第33 議案第31号 南部町世代間交流施設ログハウス条例の一部を改正する条例の制定について
- 第34 議案第32号 南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第35 議案第33号 字の区域の変更について
- 第36 議案第34号 町道の路線認定について
- 第37 議案第35号 町道の路線変更について
- 第38 議案第36号 指定管理者の指定について（名川チェリーセンター外3施設）
- 第39 議案第37号 指定管理者の指定について（南部町名川ドライフラワーセンター）
- 第40 議案第38号 三戸郡福祉事務組合の解散について
- 第41 議案第39号 三戸郡福祉事務組合の解散に伴う三戸郡福祉事務組合立やまばと寮の財産処分について
- 第42 議案第40号 三戸郡福祉事務組合の解散に伴う財産処分及び事務承継について
- 第43 議案第41号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

第44 議案第42号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

第45 議案第43号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について

第46 常任委員会報告

第47 委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（14名）

1番	松本啓吾君	2番	久保利樹君
4番	坂本典男君	5番	滝田勉君
6番	西野耕太郎君	7番	山田賢司君
8番	八木田憲司君	9番	中舘文雄君
10番	工藤正孝君	11番	夏堀文孝君
13番	根市勲君	14番	工藤幸子君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席議員（1名）

12番 沼畑俊一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	佐々木俊昭君
総務課長	久保田敏彦君	企画財政課長	西舘勝彦君
交流推進課長	松原浩紀君	税務課長	金野貢君
住民生活課長	岩間雅之君	健康福祉課長	福田勉君
農林課長	東野成人君	商工観光課長	中里司君
建設課長	川村正則君	会計管理者	野月正治君
医療センター事務長	佐々木大君	老健なんぶ事務長	藤嶋健悦君

市 場 長 馬 場 均 君 教 育 長 高 橋 力 也 君
学 務 課 長 中 村 貞 雄 君 社 会 教 育 課 長 佐 々 木 高 弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松 橋 悟 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 夏 坂 由 美 子 班 長 小 林 京 子
総 括 主 査 留 目 成 人

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第85回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

(午前10時00分)

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 日程第1、報告第1号、専決処分した事項の報告について、損害賠償の額を定め和解することについてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） おはようございます。

それでは、報告第1号、専決処分した事項の報告について、損害賠償の額を定め和解することについて、2件についてご説明いたします。

説明資料の1ページをお開き願います。

物損事故により発生いたしました損害賠償の額を定め和解することについて専決処分したものを、地方自治法の規定により報告させていただくものでございます。

最初に、報告第1号の1についてご説明いたします。

発生日時でございますが、平成30年11月14日、午後2時35分ごろ、場所は南部町大字沖田面字沖中地内、相手方は法人。過失の割合につきましては、相手方の損害のうちの100%を負担するもので、損害賠償額は16万9,560円。示談日は平成30年12月17日でございます。

事故の内容でございますが、南部町が所有する車両を後退させた際に、その隣に停車していた相手方車両と接触したものでございます。

なお、損害賠償につきましては、一般財団法人全国自治協会青森県町村自動車共済の保険で対応してございます。

次に、説明資料の2ページをお開き願います。

報告第1号の2についてご説明いたします。

発生日時でございますが、平成30年12月16日、午後0時10分ごろ、場所は南部町大字大向字飛鳥地内、相手方は南部町在住の男性。過失の割合につきましては、相手方の損害のうちの100%を負担するもので、損害賠償額は14万5,951円。示談日は平成31年1月31日でございます。

事故の内容は、相手方車両が走行中、向小学校体育館からの落雪に遭い、車両の屋根が損傷したものでございます。

なお、損害賠償につきましては、全国町村会総合賠償補償保険で対応してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第2、報告第2号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、平成30年度南部町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） それでは、議案の5ページをお願いいたします。議案書のほうでございます。

報告第2号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明いたします。

処分理由につきましては、ふるさと納税寄附金の増額に伴い、返礼品代の支払いが不足することから、平成30年度南部町一般会計予算を補正する必要が生じたため専決処分したものでございます。

7ページをお願いいたします。

平成30年度南部町一般会計補正予算（第5号）。

第1条は、歳入歳出予算の総額に2億6,112万円を追加し、総額を107億178万円とするもので、平成31年1月15日付で専決処分しております。

歳出から説明いたしますので、16ページをお願いいたします。

2款総務費1項1目一般管理費は9,612万円を追加するもので、8節報償費は寄附者の方々に対します返礼品代、12節役務費は返礼品の送料となっております。13節委託料は寄附金の受け付けや配送管理の委託業務となっております。

続きまして、17目地域振興基金費は1億6,500万円を追加するもので、今年度において寄附金を基金へ積み立てしまして、積み立てしました額は、平成31年度において同額を取り崩しまして、各種事業に充当することとしております。

続いて、歳入をご説明いたします。

14ページをお願いいたします。

9款地方交付税1項1目地方交付税は9,612万円を追加するもので、今回の補正予算の一般財源として予算計上しております。

次に、16款寄附金1項1目一般寄附金につきましては1億6,500万円を追加するもので、ふるさと納税寄附金の増額によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第2号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。
報告第2号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号から議案第18号の上程、委員会付託

○議長（馬場又彦君） お諮りします。日程第3、議案第1号から日程第20、議案第18号までの平成31年度南部町各会計予算18件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第1号から議案第18号までを一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました議案18件については、委員会条例第6条の規定により、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第1号から議案第18号までの議案18件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。

委員長及び副委員長を互選するための予算特別委員会をこの席から口頭をもって招集します。本日、本会議終了後、この議場において開催しますのでご了承願います。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第21、議案第19号、南部町役場の位置を定める条例の全部改正につ

いてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） それでは、議案第19号、南部町役場の位置を定める条例の全部改正についてご説明いたします。

説明資料の3ページをお開き願います。

統合庁舎の建設に伴い、役場の位置を大字平字広場28番地1に定めるため、条例の改正を行うものでございます。

施行日は開庁の時期に合わせるため、公布の日から3年を越えない範囲内において規則で定めるものといたします。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第19号を採決します。本案は地方自治法第4条第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意による特別多数議決を必要とします。

ただいまの出席議員は14人であり、その3分の2以上は10人です。

採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（馬場又彦君） ご着席願います。

ただいまの起立者は全員であり、3分の2以上です。

議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第22、議案第20号、南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） それでは、議案第20号、南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料の4ページをお開き願います。

上斗賀公民館と平公民館の建設に伴いまして、集会所条例の別表に2つの集会所を追加するものでございます。

施行日は公布の日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第23、議案第21号、南部町消防施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） それでは、議案第21号、南部町消防施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料の5ページをお開き願います。

南部町消防団南部第3分団屯所の新築移転に伴いまして、位置を大字小向字古町116番地4に定めるものでございます。

施行日は公布の日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第21号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第24、議案第22号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） それでは、議案第22号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料の6ページをお開き願います。

先般、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立し、平成31年4月1日から施行されることになっております。

国家公務員につきましても、人事院規則が一部改正されることなどにより、超過勤務命令の上限時間等が定められることに伴いまして、町職員につきましても所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、超過勤務命令上限時間等を定めるため、規則への委任規定を設けるほか、県条例に倣い、臨時的に任用された職員についても規定を整備するもので、上限時間等につきましては、国の規定及び県の対応を踏まえまして別途定めることとしております。

施行日は平成31年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第25、議案第23号、南部町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） それでは、議案第23号、南部町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料の7ページをお開き願います。

学校教育法の一部改正が行われたことから、新旧対照表のとおり、引用条項を改正するものでございます。

施行日は平成31年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第26、議案第24号、南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） それでは、議案第24号、南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料の8ページをお開き願います。

青森県職員の特殊勤務手当に関する条例に準じて、老健なんぶの看護職員及び介護職員等に支給する特殊勤務手当の支給方法につきまして、「月額3,000円の範囲内」としているものを「月額150円の範囲内」に改めるものでございます。

施行日は平成31年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 続いて、日程第27、議案第25号、南部町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(中里 司君) それでは、説明資料の9ページをお開き願います。

議案第25号、南部町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

趣旨ですが、地方再生法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものです。

内容になりますが、本条例において引用している条項のずれや語句、字句を改めるものです。

施行日は公布の日としております。

以上で説明を終わります。

○議長(馬場又彦君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 続いて、日程第28、議案第26号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長(金野 貢君) それでは、説明資料の10ページをごらん願います。

議案第26号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

このたび、国民健康保険法施行令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容としまして、まず1点目でございます。国保税の基礎賦課額の限度額を58万円から61万円に3万円引き上げるものでございます。

2点目としましては、国保税の軽減対象世帯を拡充するため、軽減判定を計算する際、被保険者数に乘じられる金額を5割軽減世帯にあつては27万5,000円を28万円に、2割軽減世帯にあつては50万円を51万円に、それぞれ引き上げを行うものでございます。

条例の施行日は、平成31年4月1日としまして、平成31年度以後の国保税について適用するものでございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第29、議案第27号、南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（金野 貢君） それでは、説明資料の11ページをお開き願います。

議案第27号、南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律により、道路運送車両法が本年10月1日に一部改正されること等に伴いまして、条例に規定されている税務課が発行している証明書等に関し、所要の改正を行うものでございます。

改正内容の1点目としましては、道路運送車両法に規定されている「軽自動車税」が「軽自動

車税種別割」に改められることから、条例中の字句を同様に改めるものです。

2点目としましては、土地情報に関する書類及び金額につきまして、現状に即した内容に改めるものでございます。

条例の施行日は、(2)の土地情報に関する改正部分は平成31年4月1日、(1)の軽自動車税に関する改正部分につきましては、法律の改正とあわせ、本年10月1日とするものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第30、議案第28号、南部町国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） 説明資料の12ページをお開きください。

議案第28号、南部町国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

初めに、趣旨でございますが、一般会計の財政調整基金との整合性を図るため、決算において生じた剰余金から国民健康保険財政調整基金に積み立てる比率を改正するものです。

内容でございますが、一般会計の南部町財政調整基金条例の第2条では、「基金として積み立てる額は、毎年度各年度の決算において生じた剰余金の一部とする」と規定されており、実際の運用では、毎年度、剰余金の2分の1を下らない額を積み立てしているところでございます。

国民健康保険特別会計の国民健康保険財政調整基金についても、一般会計の財政調整基金と同様にするため、毎年度決算において生じた剰余金を積み立てる額について、本条例の第2条の「3分の1以内の額」を、「2分の1を下らない額」に改めるものです。

新旧対照表は下の表のとおりです。

施行日は公布の日でございます。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第31、議案第29号、南部町奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） 学務課でございます。説明資料の13ページをお開き願います。

議案第29号、南部町奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

趣旨でございますが、南部町への若者の定住促進を図ることを目的とし、奨学金貸付の返還に係る規定を改めるため、所要の改正を行うものです。

内容でございます。本条例は、「町内に住所を所有する者の高等学校以上の学校に在学する子で、勉学の意欲を有し、心身が健康で、かつ、経済上の理由により修学が困難と認められる者に対し、修学に必要な資金を貸し付けることにより、有能な人材を育成すること」を目的としてございます。

改正前においては、返還債務の免除について、第3条第1項第2号に掲げる学校を卒業後、「引き続き10年以上南部町に居住した場合には、奨学金の返還を免除する」とあります。

改正後においては、返還債務の免除において、上記の学校を卒業後、「5年以内に南部町に居住し、引き続き10年以上南部町に居住した場合には、奨学金の返還を免除する」と改めるものでございます。

なお、奨学金の免除額については、現行と同じく、貸付額の2分の1となります。

施行日は平成31年4月1日とし、平成31年度より新たに契約される分より適用となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。9番中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） この改正により、奨学資金制度のずっと前から課題になっております滞納金の減額に寄与すると思いませんか。と言いますのは、今現在、貸付金が2,000万円ぐらいあり

ますけれども、そのほかに滞納金として1,200万円、これはこの前の報告書の中にも明示されておりました。それから、この滞納金については回収に努力すべきだということで2人のアドバイザーからも指摘され、私も各議会ごとに滞納金の回収についての取り組みというものを厳格にやらなければいけないということを何回も言ってきたんですけれども、ここしばらくずっと見ても、滞納金が毎年ふえています。ただ、平成29年度、利用者が35人にもかかわらず、滞納金がふえているという現象にあります。利用者と関係なくですね。

ただ、これは実際に今借りる人には何の責任もないんですよ。目的達成の、私はこの条例そのものが悪いというわけではありません。条例そのものはいいんですけれども、ただ、せっかく町で優秀な子を育てようと奨学金制度を活用している。今卒業する子は確かに借りる。それはわかるんです。ただ、滞納金がこれだけどんどんふえていくのを野放しにしたままこの制度をやっているところ、やはり、根本的に奨学金制度というものを町として考える必要が私はあるのではないかと思います。

ですから、一部改正する、この改正そのものは私は悪いというわけではありませんけれども、そこまでこれを検討した上でこういう制度を検討する。それでなければ、そういうところまでやっていないのであれば、根本的に教育委員会といいますか、町として考えなければいけないかもしれませんけれども、どういうふうにすれば本当に目的を達成した制度としてこれが活用できるかというのを検討していかないと、国でも給付型にしたほうがいいのか、滞納が、南部町だけじゃないんですよ。滞納金というのはどんどん出てきて、これじゃあせっかく貸し出しても、逆に批判を受けるような制度になってしまっている。ですから、給付型にしていくのか、本当にそういうところまで、これは制度をやっていく以上は検討していかなければいけない問題だと思います。ただ、この改正によって、5年、返すのを延期したことによって、滞納金がぐっと減るのであればこれはいいでしょうけれども、私はそうとは思えないんです。

というのは、今現在、滞納している返さなければいけない方々は、ここ五、六年のこの数字の前の方々が実際には返していかなければいけない対象なんです。もしかすれば、合併前の各町村の滞納額がそのまま来ているかもしれないんです、今の現在の中に。そこまで私は調べていないんですが、私が調べたのは、平成24年からのやつをずっと調べてきたんです。毎年ふえていっているんです、滞納額が。今借りる子供には何の責任もないんだけど、滞納額の対策、回収の対策を考えていかなければ、もう破綻してしまうと思います。逆に批判の的になる。借りるだけ借りて返さなくてもいいんだったら、何も始めからあげたらいいんじゃないかということになるでしょう。せっかく町で子育て対策だとか若者定住対策ということで、制度として私もそれは認

めて、いいことだと思いますけれども、根本的なこの問題、解決をどうしていくかということをもひとつ検討してもらおうということができないかどうか、その辺、お聞かせを。町長がいいのか、教育長がいいのか、学務課長か、ちょっとね。

どうしても根本的にそこを総合的に検討する委員会なり協議会をつくってどうするべきかというのを検討する必要があると思います。この改正そのものを否定するものではありませんけれども、やはり、そこも一緒に考えてあげないと、せっかく勉強したい子供が悪者扱いされるんですよ。本当は、気持ちの中ではどこの誰が返さないんだと訴えたいんですけども、そこまでは言いません。そこまでは言いませんけれども、奨学金のこの条例、それから施行規則を見ますと、連帯保証人を2人つけて3人が返さなければいけない責任があるのに滞納金がふえていくということは、大の大人が3人しても返ってこないということです。返ってこない制度なんですよ。それを野放しにずっと来たのが滞納金がふえてきた原因になっていると私は思いますので、前にも保証人にも話をするという話はあったんですけども、具体的に回収方法をどこまで考えているかということも改めてお聞きします。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） 滞納金でございます。以前の議会でも、議員よりご指摘を受けてございました。学務課としても、この滞納金問題については取り組むことにしてございます。

具体的には、滞納している方々に直接お会いをしまして、ご説明をしてお話をさせていただいているところでございます。

結果としましては、まだ大きなものではございませんが、滞納金のほうを徐々に納めていただいているという状況でございます。

なお、今後いろいろな組織をつくって、これに当たっていかなくてはというふうな先ほどのお話でしたが、どうするかについてはこれから検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。中館文雄君。

○9番（中館文雄君） 10年以上前の方々が対象なものですから、なかなか今の職員が一人行って「返してください」と言ったって、なかなかいろいろな事情があると思います。極端な話、超

法規的な処分、免除するという方法も一つはあるんですよ。議会も承認、執行部のほうで提案して議会も承認すれば、それもできるわけですよ。子育てのためだと、若手を教育するためだから、もういいと。返さなくてもいいから、そのかわり、働いて稼いだらふるさと納税でも納めてくださいと、それを期待するからここでなくするということもできないわけではないわけですよ。

せっかくふるさと納税も目的として人材育成のために使ってくださいと、それから、教育、それにも使ってくださいと、ふるさと納税では言っているわけですよ、実際には。だから、それをうまく利用するとか、いろいろなことを全員で知恵を出し合ってこれは検討していかないと、子育てが逆に悪者をつくるような制度になってしまっは大変だと思いますので、ひとつ総合的な検討を要望します。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号から議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） お諮りします。日程第32、議案第30号、南部町ドライフラワーセンター条例等の一部を改正する条例の制定について、日程第33、議案第31号、南部町世代間交流施設ロ

グハウス条例の一部を改正する条例の制定についての議案2件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第30号及び議案第31号の議案2件を一括議題にすることに決定しました。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(福田 勉君) それでは、説明資料の15ページをお開きください。

議案第30号、南部町ドライフラワーセンター条例等の一部を改正する条例の制定について及び議案第31号、南部町世代間交流施設ログハウス条例の一部を改正する条例の制定についてを一括してご説明いたします。

初めに、趣旨でございますが、議案第30号、31号ともに同様に、町有地である南部町大字下名久井字剣吉前川原1番地1外の土地分合筆登記業務の完了に伴いまして、所要の改正を行うものです。

内容でございますが、町有地である大字下名久井字剣吉前川原1番地1付近には、町の施設である南部町名川ドライフラワーセンター、南部町介護予防拠点施設、南部町剣吉デイサービスセンター、南部町世代間交流施設ログハウス夢工房の4施設のほか、民間の施設である「ハピネスながわ」「スパークながわ」「森の菜園」などが設置されております。このたび、それぞれの施設の建物及び敷地について、現状に合わせた分合筆登記業務を行い、それぞれの土地の地番、面積などが登記されたところです。

これに伴いまして、今回の本条例等の一部改正では、町の施設であるドライフラワーセンター、介護予防拠点施設、剣吉デイサービスセンター、世代間交流施設ログハウス夢工房について、条例で定められている施設の位置を改めるものでございます。

下の表をごらんください。

4施設それぞれにつきまして、改正前の位置から改正後の位置に改めるものです。

16ページをお願いします。

参考としまして、民間の施設につきましては、それぞれ登記前の位置から登記後の位置となるものでございます。

施行日は公布の日でございます。

17ページの図面をお願いします。

町有地の大字下名久井字剣吉前川原1番地1付近の登記前の図面です。

次に、18ページをお願いします。

登記後の図面です。

土地の分合筆登記業務によりまして、それぞれの施設の建物及び敷地の現状に合わせ、ごらんのとおり登記したところがございます。

以上で、議案第30、31号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第30号及び議案第31号の議案2件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第30号及び議案第31号の議案2件は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第34、議案第32号、南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（岩間雅之君） それでは、説明資料の19ページをお開き願います。

議案第32号、南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

趣旨でございますが、環境省令で定めております廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、本条例は一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格を定めているもので、基準省令の一部改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

具体的に申しますと、専門職大学の制度化に伴い、技術管理者の資格について新たな大学制度として創設されました「専門職大学の前期課程を修了した者」を資格要件に加えるものでございます。

新旧対照表は19ページ下の表のとおりでございます。

改正となる部分は、第10条（6）の下線で示している部分と、次のページ、20ページをお願いいたします。表の右側、第10条（6）及び中ほどの第10条（7）の下線を引いた部分を追加するものでございます。

施行日は平成31年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。
議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第35、議案第33号、字の区域の変更についてを議題とします。

本案について説明を求めます。農林課長。

○農林課長（東野成人君） それでは、説明資料の21ページをお開き願います。

議案第33号、字の区域の変更についてご説明いたします。

趣旨でございますが、青森県が施工した土地改良事業の圃場整備工事の完了により、字区域を変更するもので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、平成27年度から着手していた県営小泉地区経営体育成基盤整備事業により実施された圃場整備工事が完了し、田畑の形状の変更が行われたため、南部町大字小泉字細尻13番地1以下93筆及び道路、水路の字の区域を変更するもので、編入する字及び編入される字、筆数は下表のとおりとなっております。

24ページをお開き願います。

24ページは区画整理前の字区域で、編入される字区域を色別に示したものでございます。

25ページは区画整理後の字区域で、編入される字区域を色別に示したもので、今回の字区域変更及び確定測量を経て、換地処分による地番の表示登記を行うこととなります。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号から議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) お諮りします。日程第36、議案第34号、町道の路線認定について、日程第37、議案第35号、町道の路線変更についての議案2件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第34号及び議案第35号の議案2件を一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長(川村正則君) 資料の26ページをお願いいたします。

議案第34号、町道の路線認定について。本道路は県営中山間地域総合整備事業により整備され、公益性の観点から町道として管理することが望ましいため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

認定する路線、整理番号1738。路線名、中沢田葉柴山線。起点といたしまして、鳥舌内字中沢田41番地1から、終点、平字黒坂3番地5。

施行日は告示の日とするものです。

続きまして、27ページをお願いいたします。

議案第35号、町道の路線変更について。本道路は県営中山間地域総合整備事業により整備され、

公益性の観点から町道として管理することが望ましいため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

変更する路線、整理番号1724。路線名、日渡葉柴山線。この路線の終点を変更するもので、平字葉柴山1番地31を、平字葉柴山1番地30とするものです。

施行日は告示の日とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第34号及び議案第35号の議案2件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第34号及び議案第35号の議案2件は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号から議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） お諮りします。日程第38、議案第36号、指定管理者の指定について（名川チェリーセンター他3施設）、日程第39、議案第37号、指定管理者の指定について（南部町名川ドライフラワーセンター）の議案2件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第36号及び議案第37号の議案2件を一括議題にすることに決定しました。

本案について説明を求めます。農林課長。

○農林課長(東野成人君) それでは、議案第36号から議案第37号について、一括でご説明いたします。

説明資料の28ページをお開き願います。

初めに、議案第36号、指定管理者の指定について(名川チェリーセンター外3施設)についてご説明いたします。

平成31年3月31日で指定期間が終了する農林課所管の4施設について、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間につきまして指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者を指定する施設は、下表のとおり、名川チェリーセンター外3施設で、指定管理者となる団体の名称等はこれまでと同様でございます。

次に、議案第37号、指定管理者の指定について(南部町名川ドライフラワーセンター)についてご説明いたします。

平成31年3月31日で指定期間が終了する健康福祉課所管の南部町名川ドライフラワーセンターについて、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間につきまして指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者を指定する施設は、下表のとおり、南部町名川ドライフラワーセンターで、指定管理者となる団体の名称等はこれまでと同様でございます。

以上で、議案第36号から議案第37号の説明を終わらせていただきます。

○議長(馬場又彦君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第36号及び議案第37号の議案2件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第36号及び議案第37号の議案2件は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号から議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) お諮りします。日程第40、議案第38号、三戸郡福祉事務組合の解散について、日程第41、議案第39号、三戸郡福祉事務組合の解散に伴う三戸郡福祉事務組合立やまばと寮の財産処分について、日程第42、議案第40号、三戸郡福祉事務組合の解散に伴う財産処分及び事務承継についての議案3件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第38号から議案第40号までの議案3件を一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(福田 勉君) それでは、議案第38号から議案第40号まで、一括してご説明いたします。

説明資料の29ページをお開きください。

まず、議案第38号、三戸郡福祉事務組合の解散についてをご説明いたします。

初めに、趣旨でございますが、平成32年3月31日をもって組合を解散することについて、地方自治法の規定に基づいて組合市町村と協議するため、同法の規定に基づき、議会の議決を求める

ものがございます。

内容でございますが、一部事務組合である三戸郡福祉事務組合は、平成32年3月31日をもって解散するものがございます。

組合の事務所の位置、共同処理する事務及び組合を組織する地方公共団体、組合市町村につきましては、資料のとおりでございます。

説明資料の30ページをお願いします。

次に、議案第39号、三戸郡福祉事務組合の解散に伴う三戸郡福祉事務組合立やまばと寮の財産処分についてをご説明いたします。

趣旨でございますが、平成32年3月31日をもって組合を解散することに伴う、組合立のやまばと寮の財産処分について、地方自治法の規定に基づいて組合市町村と協議するため、同法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

内容でございますが、1点目の処分する財産は、三戸郡福祉事務組合立やまばと寮です。

建物の所在は、三戸郡五戸町大字倉石中市字小渡88番2で、建物等の内訳は資料のとおりです。

このほか、車両及び物品一式でございます。

2点目の処分の相手は、青森県八戸市大字尻内町字鴨ヶ池117番地1、社会福祉法人サポートセンター虹、理事長湖東正美です。

3点目の処分の方法は、無償譲渡です。

4点目のその他としまして、三戸郡福祉事務組合の解散に伴う三戸郡福祉事務組合立やまばと寮の財産処分に関する協議書は、別紙のとおりで、31ページをお願いします。ごらんのとおりの協議書となっております。

32ページをお願いします。

最後に、議案第40号、三戸郡福祉事務組合の解散に伴う財産処分及び事務承継についてをご説明いたします。

趣旨でございますが、1点目が、平成32年3月31日をもって組合を解散することに伴う財産処分（組合立やまばと寮の財産処分を除く）につきまして、地方自治法の規定に基づいて組合市町村と協議するため、同法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

2点目が、平成32年3月31日をもって組合を解散することに伴う事務承継について、組合規約の規定に基づいて組合市町村と協議するため、同規約の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、内容でございますが、1点目の財産処分ですが、①については五戸町に帰属させる。②

については、下表のとおり、八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町及び新郷村（以下、組合市町村という）に帰属させるものです。

ちなみに、下表の中に分数形式で表示されている部分がございますが、これは組合市町村それぞれの組合への現在の負担金率でございます。

2点目の事務の承継ですが、①、②については五戸町に承継させる。③については、歳計現金のうち、前の①、②の規定に相当する額を五戸町に承継させ、当該額を加減した後の残額を、下表のとおり、組合市町村に承継させる。④については、五戸町が収入の都度、下表のとおり、組合市町村に承継させる。⑤については、五戸町に承継させるものでございます。

33ページをお願いします。

3点目の疑義等の協議ですが、この協議について疑義が生じたとき、または本協議書に記載のない事項については、組合市町村がその都度協議の上、決定するものでございます。

4点目のその他としまして、三戸郡福祉事務組合の解散に伴う財産処分及び事務承継に関する協議書は、以下のごらんとおりの協議書となっております。

以上で、議案第38号から40号までの説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第38号及び議案第40号までの議案3件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第38号及び議案第40号までの議案3件は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号から議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） お諮りします。日程第43、議案第41号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、日程第44、議案第42号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についての議案2件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第41号及び議案第42号の議案2件を一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） それでは、議案第41号と議案第42号について、一括でご説明いたします。

説明資料の34ページをお開き願います。

議案第41号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について及び説明資料の35ページ、議案第42号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についての2つの議案とも、平成31年3月31日をもって、南黒地方福祉事務組合が解散することに伴いまして、組合組織団体数の減少及び組合規約の変更について、地方自治法の規定に基き、関係地方公共団体と協議する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

内容は、新旧対照表のとおり、南黒地方福祉事務組合を削るもので、施行日は平成31年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第41号及び議案第42号の議案2件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第41号及び議案第42号の議案2件は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 続いて、日程第45、議案第43号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(西舘勝彦君) 説明資料の36ページをお願いします。

議案第43号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてご説明いたします。

事業団の情報に係る一般管理費について、平成31年度において負担する額を加えるため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、左が現在の計画となっております。こちらに平成31年度において負担する額を加えるもので、南部町の負担額は17万1,000円で、前年度からは6,000円の減額となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第46、常任委員会報告を議題とします。

本件は、お手元に配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。説明を省略し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第47、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

本件はお手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） これをもちまして、本日の日程は全部終了しました。

なお、3月11日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

ご協力ありがとうございました。

(午前11時04分)

平成31年3月11日（月曜日）

第85回南部町議会定例会会議録

（第5号）

第85回南部町議会定例会

議事日程（5号）

平成31年3月11日（月）午前10時開議

- 第1 議案第1号 平成31年度南部町一般会計予算
- 第2 議案第2号 平成31年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第3 議案第3号 平成31年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第4 議案第4号 平成31年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第5 議案第5号 平成31年度南部町介護保険特別会計予算
- 第6 議案第6号 平成31年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 第7 議案第7号 平成31年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第8 議案第8号 平成31年度南部町病院事業会計予算
- 第9 議案第9号 平成31年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第10 議案第10号 平成31年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第11 議案第11号 平成31年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第12 議案第12号 平成31年度南部町介護老人保健施設特別会計予算
- 第13 議案第13号 平成31年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第14 議案第14号 平成31年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第15 議案第15号 平成31年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第16 議案第16号 平成31年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第17 議案第17号 平成31年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第18 議案第18号 平成31年度南部町名久井岳財産区特別会計予算
- 第19 議案第44号 平成30年度南部町一般会計補正予算（第6号）
- 第20 議案第45号 平成30年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第21 議案第46号 平成30年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第22 議案第47号 平成30年度南部町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 第23 議案第48号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第24 議案第49号 平成30年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第25 議案第50号 平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

第26 議案第51号 平成30年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）

追加日程第1 町長追加提出議案提案理由の説明

追加日程第2 議案第52号 南部町教育委員会教育長の任命について

追加日程第3 議案第53号 南部町教育委員会委員の任命について

追加日程第4 議案第54号 南部町農業委員会委員の任命について

追加日程第5 議案第55号 南部町大平財産区管理会委員の選任について

追加日程第6 議案第56号 人権擁護委員の候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	松本啓吾君	2番	久保利樹君
4番	坂本典男君	5番	滝田勉君
6番	西野耕太郎君	7番	山田賢司君
8番	八木田憲司君	9番	中舘文雄君
10番	工藤正孝君	11番	夏堀文孝君
13番	根市勲君	14番	工藤幸子君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席議員（1名）

12番 沼畑俊一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	佐々木俊昭君
総務課長	久保田敏彦君	企画財政課長	西舘勝彦君
交流推進課長	松原浩紀君	税務課長	金野貢君
住民生活課長	岩間雅之君	健康福祉課長	福田勉君
農林課長	東野成人君	商工観光課長	中里司君

建設課長	川村正則君	会計管理者	野月正治君
医療センター事務長	佐々木大君	老健なんぶ事務長	藤嶋健悦君
市場長	馬場均君	教育長	高橋力也君
学務課長	中村貞雄君	社会教育課長	佐々木高弘君
農業委員会事務局長	松橋悟君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	夏坂由美子	班長	小林京子
総括主査	留目成人		

◎開議の宣告

- 議長（馬場又彦君） ただいまから第85回南部町議会定例会を再開します。
本日の会議を開きます。
議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議案第1号から議案第18号までの委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（馬場又彦君） 日程第1、議案第1号から、日程第18、議案第18号までの平成31年度南部町各会計予算の議案18件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案については予算特別委員会における審査が終了しておりますので、ここで委員長の報告を求めます。予算特別委員長工藤正孝君。

- 予算特別委員長（工藤正孝君） おはようございます。

予算特別委員会の審査結果をご報告いたします。

3月6日の本会議において、本委員会に審査を付託されました議案第1号から議案第18号までの平成31年度南部町各会計予算18件につきましては、7日及び8日に本委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果ですが、議案第1号から議案第18号までの議案18件は全会一致をもって全ての原案のとおり可決いたしました。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。

- 議長（馬場又彦君） 予算特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は省略し、討論を行います。討論はありませんか。2番久保利樹君。

- 2番（久保利樹君） おはようございます。

私は平成31年度南部町一般会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

今回、一般会計の予算は110億6,000万円ということで、そのうち約2割は自主財源であります。8割ほどは国からの補助金やさまざまな交付金等であります。南部町も人口減少が進み、合併以来約3,000人から4,000人、人口も減少している中で町税という自主財源も減ってきております。そういった中で、110億円という予算を計上できるのは町長が県や国に陳情してきたり、さまざまな動きがあつてのこういった110億円という数字が上がってきていると思います。

庁舎建設に関しましては、合併特例債があるとはいえ自己負担分も当然あるわけでございます。そういった中で、南部町は健全な財政のもとに行政が行われており、そういった中でスピーディーな決断、そういった中で庁舎建設を進めていけるものと私は確信しております。庁舎建設のほかにも土木、商業、工業、さまざまな部分でも潤沢な予算が組み立てられており、私は来年度、平成31年度一般会計予算に賛成するものとして討論いたします。

○議長（馬場又彦君） 原案に賛成者の発言でしたので、原案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

討論がありますので、分別して採決します

最初に、議案第1号平成31年度南部町一般会計予算を採決します。

採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（馬場又彦君） ご着席願います。

起立多数です。議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成31年度南部町学校給食センター特別会計予算から議案第18号平成31年度南部町名久井岳財産区特別会計予算までの議案17件を一括して採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。議案第2号から議案第18号までは委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第19、議案第44号平成30年度南部町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西館勝彦君） おはようございます。企画財政課長です。

それでは、議案書の121ページをお願いいたします。

議案第44号平成30年度南部町一般会計補正予算（第6号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の総額から1億9,912万8,000円を減額し、総額を105億265万2,000円とするもの、第2条は繰越明許費の設定、第3条は地方債の変更としております。

148ページをお願いします。歳出からご説明いたします。

2款総務費1項16目公共施設整備基金費は1億6,964万3,000円を追加するもので、収支状況を踏まえての積立金として計上しております。

次のページをお願いします。4目老人福祉費は2,585万円の減額として、主に28節介護保険特別会計操出金によるもので、介護給付費の減に伴う繰入金の減額によるものとなっております。

次のページをお願いします。6目障害者福祉費は1,097万6,000円を減額しております。主に20節の扶助費で、障害者自立支援給付費は612万2,000円の減額としております。利用者の減によるものとなっております。

続きまして、3款2項1目児童福祉総務費につきましては2,922万3,000円を減額するもので、20節扶助費の小中学生・高校生等医療給付費は1,400万円の減としており、給付費の確定によるものとなっております。

156ページをお願いします。4款衛生費1項3目予防費は893万3,000円を減額するもので、13節

の各種予防接種業務の確定に伴い減額するものとしております。同じく、4款2項1目塵芥処理費は1,596万6,000円を減額するもので、13節のごみ収集運搬業務の確定により減額するものであります。

次のページをお願いします。4款2項2目環境事務組合費は3,689万2,000円の減額で、一部事務組合負担金確定によるものとなっております。

同じく、6款農林水産業費1項5目果樹振興費は2,005万5,000円の減額としており、特産果樹産地育成確立事業は県の補助金との調整によるものとなっております。

次のページをお願いします。11目農村整備費は2,074万8,000円を減額するもので、19節負担金は県営事業に対しての町負担分が確定しましたので1,598万6,000円の減額としております。

次のページをお願いします。8款土木費2項2目道路橋梁橋りょう新設改良費につきましては1億2,600万円の減額としております。昨年と同様、国の補助金が橋などの長寿命化を最優先採択事項としている反面、道路改良事業への採択は非常に厳しい状況となっている結果でございます。

168ページをお願いします。10款4項1目教育振興費は2,184万3,000円を追加するもので、20節扶助費は幼稚園の園児1人当たりの基準単価が改正され増額となったことによるものでございます。

次のページをお願いします。12款公債費1項2目利子につきましては742万5,000円を減額するもので、地方債の借り入れ時における利率が見込みより下がったことから減とするもので、一時借入金利子に関しましては実績がありませんので減額するものでございます。

続いて歳入をご説明します。132ページへお戻り願います。

1款町税1項1目個人町民税ですけれども、こちらのほうは1,645万9,000円を追加するもので、給与所得の増によるものとなっております。同じく、1款2項1目固定資産税は2,017万5,000円を追加するもので、償却資産市町村配分決定により増となっております。

続きまして9款1項1目地方交付税は9,776万1,000円を追加するもので、普通交付税の今年度交付額確定によるもので、総額44億9,510万5,000円となっております。なお、先日県のほうから通知がありまして、国の第2次補正予算により594万9,000円の追加交付が確定しております。

136ページをお願いします。13款国庫支出金1項3目教育費国庫負担金は771万5,000円を増額としております。幼稚園給付費の増額に伴うものとなっております。同じく、13款2項4目土木費国庫補助金は8,110万5,000円を減額するもので、先ほど歳出でご説明しました社会資本整備総合交付金事業の交付額確定により減額したものとなっております。

次のページをお願いします。14款県支出金1項1目民生費県負担金は1,198万3,000円を減額するもので、主に子供のための保育給付費負担金459万5,000円減によるもので、制度改正により国と県の負担割合が変更されたことによるものであります。続きまして、14款2項4目農林水産業費県補助金は1,701万1,000円を減額するもので、農業次世代人材投資事業や特産果樹産地育成確立事業などの事業費確定により減となっております。

142ページをお願いします。17款2項2目の基金繰入金の減額は歳入歳出の財源調整により減額するものであります。

19款5項3目雑入につきましては712万7,000円を追加するもので、主に後期高齢者医療療養給付費の前年度精算分783万7,000円によるものとなっております。

最後の20款の町債につきましては、第2表の地方債補正でご説明いたしますので128ページをお願いします。地方債の限度額を変更するものでございます。一番上の臨時財政対策債は交付額確定により減額調整したもので、次の過疎地域自立促進特別事業債から最後の消防防災施設整備事業債まで全て事業費確定により調整したものとなっております、総額1億1,985万9,000円の減額となっております。

続きまして、前のページになります。127ページをお願いします。第2表繰越明許費でございます。統合庁舎建設事業は平面プランの決定に日数を要したため繰り越すものとなっております。地域密着型施設整備事業は施設側において設計内容や防災設備の充実を図りたいとしまして繰り越しとなっております。葬祭場整備事業は地質調査により基礎ぐい設置の検討に日数を要したもので、三戸地区環境整備事務組合の負担金となっております。町道整備事業は設計工法の検討によるものと、国の補正予算に対応したものとなっております。最後に宅地造成事業は区画の見直しにより測量設計に遅れが生じたことから繰り越すものとしております。

合わせまして3億1,737万9,000円を平成31年度へ繰り越すものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。9番中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 135ページです。11款2項1目4節の滞納繰越金の減額について質問します。これは最後の最後まで回収に向けて、私は努力しているものだと思っていました。ただ、ここで減額する、予算に対する減額ですからそれは理解しますけれども、今まで我々聞いている

決算額、28年度800万円、29年度でも560万円滞納繰越金があるという数字で我々は報告受けていますけれども、何でこの年度途中で今の段階でここを減額として計上しなければならないのか。理由を聞きたいと思います。まず先に、なぜここを最後まで回収に向けなくて減額補正にしたのか質問します。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

年度途中での滞納分の減額補正ということでございますが、当初積算した額に対しまして精査をいたしまして、減額をしたものでございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 私は精査というのはわかるんです。減免とか免除という対象だったと、間違っって計上したということですか、この部分については。というのは、まともに予算のときも説明受けたように、全額やっているわけではないんですよ、年度途中ですから。ですから、一応想定としてこの対して何%分を予算します、滞納繰越金の収入として予算化していますというのは我々もそれは理解します。ただ、このときも251万1,000円というのも、250万1,000円はここで予算しているんです。収入として見込んだわけです。その中でも28年の決算額相当ではなくその何%分しか計上していないわけです。だから、それをここで減額するというのはその中に計算ミスだとか当然滞納繰越分として処理できないものまで含んでいたということで、それがこの250万1,000円の中に入っていたから減額ですか。ただ、私が言うのはこれだけ何百万円と滞納があるんですから、それを年度途中で減額するというのは考えられないんです。ここは最後の最後まで、決算で収入未済額とか何かで不能欠損にしたとかそれならわかるけれども、滞納繰越分もまだまだいっぱいあるのにここで減額として補正予算を組むというのは私理解できないものですから、もう一度聞きます。精査してというのは、それは今までのその中によくよく精査したら未済額ではなかった、滞納分ではなかったということでこの分ははっきりしたのだから減額するのか、そこを聞きたいんです。もう一度説明お願いします。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

当初予算の積算時期は11月上旬ごろから始まるわけですが、その時点で滞納分というものを積算するわけですが、さらには、滞納分ということはその年の5月31日までのその年度のまだ未入分が滞納分として発生するわけですが、その額に当初予算時の積算額と誤差といいますか、どうしても乖離といいますか誤差が生じますので、先ほどの議員からのご質問という回答といたしましては、精査イコールの中には含まれていないものもございまして補正で正規の額に訂正したということになります。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 私の言っている趣旨とちょっと。というのは、250万1,000円として30年度予算計上して、我々が承認しているわけです。それはそのときも全てではない、前年度過去の実績から計算してそのうちの何%かを予算計上していますということで我々理解している。我々は決算額で我々が聞いたのはちゃんと精査した上でこれは滞納繰越金、収入未済額として正しいものだと私は理解していたものですから、その中にもよくよく精査したらこれは滞納ではないというような物件がこの250万1,000円の中に入っていた。250万1,000円が限定された中で収入として見込んだのか、ちょっとそこができないんです。限定して見込んでいるのか、それともその我々予算のときは何%、今までの滞納の中の何%部分を収入として見込みましたと予算のときは説明したでしょう、何%。これとこれとを乗せたという説明ではないわけだ。だから、何%のたまたまこの何%、250万1,000円の中に明らかにミスというか精算上のミスがあってこの部分は外しての減額、今の課長の説明だとそういう説明なんです。本当にそうかと私まだまだいっぱい滞納分があるのに減額補正というのは私は理解できないんです。何でここで、このまま残っていて決算で不能欠損額、それから収入未済額として発表、決算で出てくるならわかるんです。途中でこれを減額するというのには私には理解できない。そこをもう一度説明してください。

○議長（馬場又彦君） 暫時休憩します。

（午前 時 分）

○議長（馬場又彦君） 会議を再開します。

（午前 時 分）

○議長（馬場又彦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田勉君） ただいまのご質問でございますが、当初の積算している収納率というのがございますが、その見直しをいたしまして、要するに精査という先ほど私言葉使いましたが、それにより減額としたものでございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 6番西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 162ページ、8款2項の2節道路橋梁新設改良費、これは町長に要望です。

社会資本整備事業交付金が国庫補助金で7,320万円減額している。先ほど企画財政課長からもありましたけれども、町で予算上げてこれだけのものをお願いとやっていますので、国が結局採択しなかったと思うんですけれども、できるだけこういうのは町として整備を進めるべきものとして上げている予算ですので、国県に対して道路整備の、それから橋梁の長寿命化対策等についても要望をして、この社会資本整備ですので南部町にも土木業者たくさんいるわけですけれども、この方々にもお金が回らないことになりますので、この辺については強く要望してほしいというのをお願いします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） インフラ整備関係の件につきましては、今回も1億円近くの減額補正しているわけです。町は予算を準備して計上しています。ただ、県の予算がつかない、国の予算がつかないために我々は予算を確保していながら減額補正する。これは先般の地元の県議にも我々は町で予算確保しているんですけども、結局県がつかないので減額補正しているんですよということをお話し、先般の一般質問で恐らく同じようなことを県議会で質問していただいたと思っているんですが、西野議員おっしゃるように、町は確保している。だから、とにかく国と県に要

望を私ども何回もして、できるだけ予算を南部町にということで、確かに県から言われるのは南部町の予算は非常に多いですと言われていました。その中で、ただ私はいつも3町村合併している町なんだから多くて当然だ、それはということで、今後も我々議会から予算を決議していただいて町としては準備していますので、あとはとにかく国と県の予算をしっかりと確保できるように努力していかなければならない。

○議長（馬場又彦君） 西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 私も南古舘本村線ですか、合併以来の公約の中でやってきている事業だと思うんですけども、新設ですよ。なかなか杳として進まないとおある方に言われましたので、できるだけ早い機会にやっていかないと合併して何年とたっているわけですけども、まだ開通しないのかと言われていましたので、まずよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（馬場又彦君） 8番八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） ページ数は147ページ、2款1項6目企画の中の1節地域おこし協力隊活動報酬199万2,000円減額となっております。これは協力隊がなかったからの減額だと思いますが、31年度予算を見ますと66万4,000円で計上しております。多分この金額でいきますと半年分もないのかなという感じもしますし、31年度はどういう実込みで協力隊のほうを考えているのかをお伺ひいたします。

○議長（馬場又彦君） 交流推進課長。

○交流推進課長（松原浩紀君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

この地域おこし協力隊の199万2,000円の報酬の減額は、議員ご指摘のとおり、30年度募集かけたけれども応募者がいなかったことにより減額しているものでございます。また、31年度の予算のほうに上げているのは（仮称）国際交流センター整備に伴う、この施設の企画運営をやっただく人材を地域おこし協力隊を活用して実施したいと思っけて計上させていただいております。なお、予算のほうは12月から3月までの4カ月分を31年度のほうに計上しております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） 今の説明で大体わかりましたけれども、ということは、4カ月に限った協力隊を利用するというので、それ以降はあと8カ月は利用なしということになるわけですか。

○議長（馬場又彦君） 交流推進課長。

○交流推進課長（松原浩紀君） 大変申しわけございませんでした。（仮称）国際交流センター、こちらのほうの整備がありますので、一応8月ごろまでに整備のほうを終わらせる。その後、補修とかいろいろ当課のほうで約3カ月ほど見ておりますので、12月から3月までの4カ月分で当然継続していただけるのであれば随時また32年度の予算のほうでも計上していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はありませんか。16番川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 161ページ、13節委託料です。林地台帳整備事業もしくは141ページの森林所有者情報活用推進企業交付金です。森林の所有者が不明な地籍があるというご説明でしたが、南部町のその実態というのはどういうふうなものになっておられるのかご説明いただきたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） 森林の所有者不明の実態でございますけれども、現在林地台帳を整備して不明者の実態というところまではまだ把握しておりません。これから順次不明者情報等を随時つけ加えていく予定になってございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 日本全国には地権者が不明な、全部まとめると九州に匹敵するとか四国に匹敵するとかとそういう莫大な面積があることは聞いておったんですが、そういうのはほかの自治体の話なんだろうというようなたかのくくり方をしていたんです。ところが、これはそうすると改めてこれは全国を調査するという事業の一環と考えていいんですか。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） この林地台帳整備につきましては、各市町村と国とで情報を共有しましょうということで始めた整備でございますので、その所有者が不明な分、わからないときにはこれについてはどのように進めていきたいと思いますかということで、不明者自体をどのぐらいあるかという面積をまとめているものではございませんので、その辺はご了承願いたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） それでは、改めてお伺いします。森林であれ農地であれ宅地であれ、固定資産税というのを課税するわけですけれども、そうするとどなたに請求してよろしいかわからないような土地が存在するかどうか。あるのであればどのぐらいあるのかということまでお聞かせいただけるとよろしいんですけれども。

○議長（馬場又彦君） 税務課長。

○税務課長（金野貢君） 所有者不明の土地、実際南部町にもございます。課税をする相手が不明な方、居所が定かではない方というのがございます。ただ、本日詳細の資料もできてございませんので人数、正確な人数は申し上げられませんが、こういう場合は公示送達という方法を行います。告示によって誰々所有、こちらが把握している現住所はここ、こういうものに対して送れないので公示によって課税をしますというものを行いまして、所有者が私ですとあらわれた場合にはその方の分の納付書をその方に送るという手続がございまして、数値につきましては後ほどお話ししたいと思います。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第20、議案第45号、平成30年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、議案書の175ページをお開きください。

議案第45号平成30年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,241万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,304万7,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。主なものを説明いたします。186、187ページをお開きください。

中段の2款1項療養諸費及び下段の2項高額療養費でございますが、一般被保険者分につきましては医療費の増、特に65歳以上の方の医療費の増が見込まれることから増額としております。

また、退職被保険者分につきましては被保険者の減少に伴いまして減額としております。

188、189ページをお開きください。2段目の5款1項1目特定健康診査等事業費でございますが265万円を減額するものです。これは、8節報償費と13節委託料の特定保健指導は組み替えによるものです。また、13節委託料の特定健診は健診受診者数が当初の見込みより減少する見込みのため、減額とするものです。そのほかについては、事務費等の確定によりまして減額するものです。合わせまして265万円の減額となるものです。下段の5款3項1目施設管理費、これは健康センターの管理費です。118万7,000円を減額するもので、事務費等の確定及び確定見込みによるものです。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。主なものを説明いたします。182、183ページにお戻りください。

上段の5款1項県補助金1目保険給付等交付金でございますが、5,949万5,000円を増額し総額を16億3,982万7,000円とするものです。これは各交付金の交付決定及び交付決定見込みによるものです。

中段の7款1項1目一般会計繰入金でございますが、679万3,000円を減額し総額を2億1,179万7,000円とするものです。これは各事業費及び事務費等の確定及び見込みなどによりまして各節の一般会計からの繰入金を増額または減額するものでございます。下段の7款2項1目財政調整基金繰入金でございますが、1,141万7,000円を減額し総額を5,860万4,000円とするもので、これは国民健康保険特別会計の収支見込みによりまして財源の不足分として財政調整基金から繰り入れる額が当初の見込みより減少する見込みのため、減額とするものでございます。

以上で議案第45号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて日程第21、議案第46号、平成30年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 議案書の193ページをお開きください。

議案第46号、平成30年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,715万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,017万8,000円とするものです。

まず、歳出から説明申し上げます。主なものを説明いたします。

208、209ページをお開きください。上段の1款1項1目一般管理費でございますが、253万2,000円を減額するもので、これは事務費等の確定見込みによるものです。

下段の2款1項保険給付費でございますが、1項の介護サービス等諸費から、次の210、211ページをお開きください、一番下の5目特定入所者介護サービス等費まで及び、次の212、213ページをお開きください、上段の6目介護予防サービス等諸費まで2款1項合わせまして1億1,782万6,000円を減額し、総額を24億6,322万円とするものです。これは介護保険のサービス給付費の確定見込みによるものでございます。

中段の3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費でございますが、521万4,000円を減額するもので、これはサービス利用件数の見込みによるものです。

214、215ページをお開きください。下段の3款3目4目任意事業費でございますが、71万8,000円を減額するものです。これは、まず1節報酬と20節扶助費は組み替えで、1節は組み替えによる皆減、20節は組み替えによる新規の計上となっております。内容としましては、成年後見人のいわゆる報酬でございますが、後見人本人に直接支払うのではなく後見人が管理している

対象者の口座に一旦振り込み、後見人はその対象者から報酬を受け取るという形をとるところになっています。このため、成年後見人の報酬に相当するものを20節の扶助費に新たに計上したもので、計上している額は後見人1名分の報酬相当額46万8,000円でございます。ほかの節につきましては事務費等の確定見込みにより減額とするものです。合わせまして71万8,000円の減額となるものです。

218、219ページをお開きください。上段の4款1項1目介護給付費準備基金積立金でございますが、1,304万8,000円を増額するものです。これは介護保険特別会計の収支決算見込みによりまして1号被保険者の保険料の充当残額が見込まれることから、同額を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。主なものを説明いたします。200、201ページにお戻りください。

上段の1款1項1目第1号被保険者保険料でございますが、66万6,000円を減額し総額を5億3,489万8,000円とするものです。これは保険料の収入見込みによりまして1節現年度分特別徴収保険料については減額、2節現年度分普通徴収保険料については減額、3節滞納繰越分普通徴収保険料については減額し、合わせて66万6,000円を減額するものでございます。

3段目の3款1項国庫負担金及びその下2項国庫補助金、次の202、203ページをお開きください。2段目の4款1項支払い基金交付金、3段目の5款1項県負担金、下段の2項県補助金及び次のページ、204、205ページをお開きください。上段の5款3項県委託金まで、本年度の交付決定または交付決定見込みによりそれぞれ増額または減額をするものでございます。

下段の7款1項1目一般会計繰入金でございますが、1節介護給付費繰入金から6節低所得者保険料軽減繰入金まで合わせまして2,299万円を減額し、総額を3億6,949万6,000円とするものです。これは歳出でもご説明いたしましたが、保険給付費の確定見込みを初め事業の完了及び事業費、事務費等の確定見込みによりまして、合わせまして2,299万円を減額するものでございます。

206、207ページをお開きください。下段の9款2項1目第三者納付金でございますが、382万1,000円を増額し総額を382万2,000円とするものです。これは交通事故による介護サービス費の損害賠償額1件分の納入によるものでございます。

以上で議案第46号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。16番川守

田稔君。

○16番（川守田 稔君） 213ページです。13節委託料、頭元気教室あります。ほかにも3つ、全部で4件ぐらいの何かプログラムあるんですが、特にこの頭元気教室についてお伺いします。これは誰に対してのプログラムなんでしょうか。本人であるのか介護している家族だとか施設の職員であるのか、これは誰に対してなんでしょうか。それで、まずそこを教えてください。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

ここは委託料でございますので、委託料の減額ということで本人ではなく、この事業を委託している中身的にはバーデ健康増進公社なわけでございますが、運動士を、運動の指導をもらっていただくことを委託してございます。その委託費の確定見込みによりまして減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） それでは改めて伺います。頭元気教室というのはどういうことやるんですか。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、1番目の質問の中にもございましたが、対象者は頭元気教室ですので認知症にかからないための教室といいますか講座でございまして、65歳以上の方の希望者を対象としてございます。それで、先ほども言いましたとおり、バーデの運動士の資格を持っている職員がございしますが、そのほか町の職員、保健師もございまして、それらのメンバーで認知症にかからないためのさまざまなメニュー、運動等指導して教室を、講座を開催しているものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） では、どれぐらいの人が受講なさっているか御存じでしょうか。わかっていたら教えてください。それと、誰も認知症にはかかりたくない、私もそういうふうにはなりたくないとは常々思うんですけれども、認知症に関してはそのメカニズムだとかそういったのがまだまだ解明されているわけではないようで、私はそういう印象を持っているんですけれども、であればこういうプログラムに精進すればぼけませんよというようなデータでもあれば常々知りたいなと思うんですけれども、私の印象ではないと思います。ですけれども、その効果があるものだという前提で進めているわけですよね。ですから、そのところがどういう根拠があるのか。重要な、ちょっと興味あるんですよ。教えてください。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、参加者の人数でございますが、詳しい資料はございませんが、ちょっとお答えできないんですが、メニューといいますかこの教室自体なんです、クールと申し上げまして1クール、例えば1カ月につき5名なり10名なりの人を募集いたしまして、それを3クール3回、同じ内容です。それを地区別に3地区ございますから、分けましてそれぞれ3クールを一つとしてそれぞれの地区ごとに募集いたしまして開催しているものでございます。

それから、今行っている痴呆に対する効果というものでございますが、当然のことながら国とか県からの指導等もありますので、それにのっとってやっておりますので、効果はあるものと考えてございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。議案第46号は原案のとおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩といたします。

（午前 時 分）

○議長（馬場又彦君）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 時 分）

○議長（馬場又彦君） 税務課長。

○税務課長（金野貢君） 川守田議員からご質問のございました林地台帳の整備に関連して、固定資産税上所有者が不明な方は何人いるのかというご質問でございます。所有者、あるいは課税納税義務者が不明ということではなく、納付書の送り先がわからないという方ということでご理解いただきたいと思います。こういう方々に対して公示送達を行っているということで先ほどお話ししましたが、対象者は27人ございます。

以上でございます。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第22、議案第47号、平成30年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、議案書の221ページをお開きください。

議案第47号、平成30年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,034万4,000円とするものです。

まず、歳出から説明いたします。230、231ページをお開きください。

1款1項1目の居宅介護支援事業費は3万2,000円を減額、その下、2目の介護予防支援事業費は37万5,000円を減額、一番下、3目の訪問看護サービス事業費は2万5,000円を減額するもので、いずれの目につきましても事務費等の確定見込みによるものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。228、209ページをお戻りください。

上段の1款サービス収入1項介護給付費でございますが、1目の居宅介護支援事業費から3目の訪問看護事業費まで、合わせまして38万7,000円を減額するもので、いずれの目につきましても収入額の見込みによるものでございます。

下段の2款1項1目一般会計繰入金でございますが、4万5,000円を減額するものです。これは1節の居宅介護支援事業費繰入金につきましては事務費等の確定見込みにより52万7,000円を減額、2節の訪問看護事業費繰入金につきましては事務費等の確定見込み及び収入額の確定見込みにより財源に不足が生ずることから48万2,000円を増額するもので、合わせて4万5,000円の減額となるものです。

以上で議案第47号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第23、議案第48号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 議案書の233ページをお開きください。

議案第48号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,152万7,000円とするものです。

まず、歳出から説明いたします。242、243ページをお開きください。

上段、1款1項1目一般管理費でございますが72万4,000円を減額し、総額を1,722万6,000円とするものです。これは13節委託料ですが、特定健診及び歯科口腔健診の受診者数が当初の見込みより減となることを見込まれることから、医療機関への健診の委託料を減額するものです。

下段、2款1項1目後期高齢者医療広域連合会納付金でございますが、128万7,000円を増額し、総額を1億9,023万4,000円とするものです。これは19節負担金補助及び交付金ですが、説明欄の後期高齢者医療保険料分として主に過年度分の保険料納付分となりますが、333万1,000円を増額、また、後期高齢者医療保険基盤安定分として事業費の決定により204万4,000円を減額、合わせまして128万7,000円の増額となるものでございます。

続きまして、歳入を説明申し上げます。主なものを説明いたします。240、241ページにお戻りください。

上段、1款1項後期高齢者医療保険料でございますが、1目特別徴収保険料を285万8,000円減額し、2目普通徴収保険料を342万1,000円増額するものです。これは保険料収入額の見込みによるものです。

中段の3款1項1目一般会計繰入金でございますが、62万6,000円を増額し、総額を8,457万9,000円とするものです。これは説明欄ですが、保険料軽減分となる保険安定負担金の交付決定によりまして保健基盤安定繰入金を204万4,000円減額するほか、財源の不足分として事務費等繰

入金を267万円増額するもので、合わせまして62万6,000円の増額となるものでございます。

以上で議案第53号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第24、議案第49号、平成30年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川村正則君） それでは、議案書の245ページをお願いいたします。

議案第49号、平成30年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、事業の確定等により予算を精査し、補正するものでございます。

第1条は歳入歳出の予算の総額からそれぞれ4,671万8,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ2億3,363万4,000円とするものでございます。

248ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございますが、建設事業の確定により下水道事業債の限度額を4,420万円を減額し6,280万円とするものでございます。

254ページをお願いいたします。まず、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

中段の2款1項1目公共下水道建設費でございますが、3,586万8,000円を減額し1億5,407万7,000円とするものでございます。内容といたしましては、13節の委託料の486万8,000円と、15節工事請負費の4,100万円を減額しており、それぞれの事業費の確定によるものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

252ページをお願いいたします。続きまして、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

中段の3款1項1目下水道事業国庫補助金でございますが、1,438万円を減額し5,562万円とするもので、補助事業費の確定によるものでございます。

次に、4款1項1目一般会計繰入金でございますが、916万3,000円を増額し1億306万9,000円とするもので、総事業費の確定によるものでございます。

次に、6款1項1目雑入でございますが、241万9,000円を増額し242万円とするものです。これは平成29年度分の消費税確定申告による還付金でございます。

次に、7款1項1目下水道事業債でございますが、第2表での地方債のとおり4,420万円を減額し6,280万円とするもので、補助事業費の確定によるものでございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第25、議案第50号、平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川村正則君） 議案書の257ページをお願いいたします。

議案第50号、平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条は歳入歳出の予算総額からそれぞれ212万6,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億5,702万円とするものでございます。

266ページをお願いいたします。まず、歳出についてご説明申し上げます。

1款1項2目施設管理費でございますが、212万6,000円を減額し6,161万6,000円とするものでございます。内容といたしましては、13節委託料の施設管理業務費150万円と27節公課費の消費税納付金を減額しており、それぞれ不用額によるものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

264ページをお願いいたします。続きまして歳入についてご説明申し上げます。

3款1項1目一般会計繰入金でございますが、212万6,000円を減額し2億1,442万7,000円とするもので、総事業費の確定によるものでございます。

以上で議案第50号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第26、議案第51号、平成30年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（藤嶋健悦君） それでは、議案書の269ページをお願いします。

議案第51号、平成30年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ326万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,150万9,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明いたします。278、279ページをお開きください。

3歳出、主なものをご説明いたします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございますが、326万1,000円を減額し2億4,488万1,000円とするものです。不用額の減額で、3節職員手当等と7節賃金は時間外勤務手当等と臨時職員賃金です。11節需用費は修繕料で、特殊浴槽、電気温水器等に係る増額です。

続きまして、歳入をご説明いたします。276、277ページをお開き願います。

2歳入をご説明いたします。4款繰入金1項1目一般会計繰入金を326万1,000円減額、財源調整により減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第51号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長(馬場又彦君) お諮りします。本日町長から議案第52号、南部町教育委員会教育長の任命について、議案第53号、南部町教育委員会委員の任命について、議案第54号、南部町農業委員会委員の任命について、議案第55号、南部町大平財産区管理委員会委員の選任について、議案第56号、人権擁護委員の候補者の推薦についての議案5件が提出されました。この際、会議規則第22条の規定によりこれを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。議案第52号から議案第56号までの議案5件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、会議資料配付のため暫時休憩いたします。

(午前 時 分)

○議長(馬場又彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 時 分)

○議長（馬場又彦君） 追加日程はお手元に配付のとおりであります。

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 追加日程第1、町長追加提出議案提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました議案5件につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第52号、南部町教育委員会教育長の任命についてであります。平成31年3月31日をもって任期満了となります教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により議会の同意を求めるものであります。

教育長として任命する方は再任の方でありまして、住所、南部町大字剣吉字岩ノ下・・・、氏名、高橋力也氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。任命する高橋氏は現教育長であり、人格が高潔で教育行政に関しすぐれた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め引き続き教育長に任命いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。なお、任期につきましては、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間であります。

次に、議案第53号、南部町教育委員会委員の任命についてであります。平成31年3月15日をもって任期満了となります教育委員会委員1名の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により議会の同意を求めるものであります。

委員として任命する方は再任の方でありまして、住所、南部町大字沖田面字沖中・・・、氏名、西舘たか氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。任命する西舘氏はすぐれた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め引き続き教育委員に任命いたしたく、ご同意賜りますようお願い申し上げます。なお、任期につきましては平成31年3月16日から平成35年3月15日までの4年間あります。

次に、議案第54号、南部町農業委員会委員の任命についてであります。平成31年3月31日をもって任期満了となります農業委員会委員16名の任命について、農業委員会等に関する法律第8条の規定により議会の同意を求めるものであります。

まずは公募等による農業委員として任命する方々であります。住所、南部町大字柵木字外久保・・・、氏名、山田憲幸氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ、再任でございます。

同じく、住所、南部町大字片岸字片岸・・・、氏名、滝田信彦氏、昭和・・・年・・・月・・・日生

まれ。再任でございます。

住所、南部町大字苫米地字大在家・・・、氏名、松村民夫氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。新任でございます。

同じく、住所、南部町大字福田字あかね・・・、氏名、三浦恵美子氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。再任でございます。

同じく、住所、南部町大字剣吉字荒町・・・、氏名、川守田雄一氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。再任でございます。

同じく、住所、大字斗賀字上斗賀・・・、氏名、梅内勝治氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。再任でございます。

同じく、住所、南部町大字上名久井字在家・・・、氏名、石橋 薫氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。再任でございます。

同じく、住所、南部町大字鳥谷字石和・・・、氏名、中村文男氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。再任でございます。

同じく、住所、南部町大字下名久井字山道・・・、氏名、河守田雄一氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。再任でございます。

同じく、住所、南部町大字下名久井字薬師平・・・、氏名、工藤信仁氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。再任でございます。

同じく、住所、南部町大字赤石字前の平・・・、氏名、赤石敏文氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。再任でございます。

同じく、住所、南部町大字相内字下在所・・・、氏名、佐々木一雄氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。再任でございます。

同じく、住所、南部町大字小向字鱒沢・・・、氏名、堀内重男氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。再任でございます。

以上の13名であります。

次に、各団体からの推薦による委員として任命する方々は、南部地域農業共済組合から推薦されました、住所、南部町大字小向字正寿寺・・・、氏名、坂本誠治氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。新任でございます。

三戸土地改良区から推薦されました、住所、南部町大字小向正寿寺・・・、氏名、坂本重悦氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。新任でございます。

八戸農業協同組合から推薦されました、住所、南部町大字上名久井字中町・・・、氏名、蹴揚

福男氏、昭和・・年・・月・・日生まれ。新任でございます。

以上、3名で、合計16名の方々であります。

任命する方々はいずれも農業に関するすぐれた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者として認め任命いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。なお、任期につきましては平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間です。

次に、議案第55号、南部町大平財産区管理会委員の選任についてであります。平成31年3月31日をもって任期満了となります。管理会委員7名の選任について、南部町財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものであります。

委員として選任する方は、まずは再任の方であります。住所、南部町大字苫米地字明戸・・・、氏名、山道金太郎氏、昭和・・年・・月・・日生まれ。

同じく、住所、南部町大字苫米地字後小路・・・、氏名、夏堀勝志氏、昭和・・年・・月・・日生まれ。

同じく、住所、南部町大字片岸字片岸・・・、氏名、滝田康雄氏、昭和・・年・・月・・日生まれ。

同じく、住所、南部町大字片岸字砂押・・・、氏名、松村一実氏、昭和・・年・・月・・日生まれ。

同じく、住所、南部町大字苫米地字西山・・・、氏名、島守一義氏、昭和・・年・・月・・日生まれの5名であり、新任の方は、住所、南部町大字苫米地字大在家・・・、氏名、夏堀敏氏、昭和・・年・・月・・日生まれ。

同じく、住所、南部町大字麦沢字家ノ向・・・、氏名、八幡寛喜氏、昭和・・年・・月・・日生まれの2名です。

就任をお願いする方々はすぐれた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者として認め選任いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。なお、任期につきましては平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間です。

次に、議案第56号、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。平成31年6月30日をもって任期満了となります。人権擁護委員1名の後任の委員の国への推薦について、人権擁護委員法第6条の規定により議会の意見を求めるものであります。

推薦する方は、住所、南部町大字鳥舌内字中沢田・・・、氏名、日渡文雄氏、昭和・・年・・月・・日生まれです。

推薦する日渡氏はすぐれた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者として認め推薦

いたしたく、議会の意見を求めるものであります。なお、委嘱期間につきましては平成31年7月1日から平成34年6月30日までの3年間であります。

以上、追加提案理由の説明理由といたしますので、慎重審議の上、何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第52号の上程、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 追加日程第2、議案第52号南部町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本案については会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第52号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。議案第52号は原案のとおり同意されました。

ここで、ただいま教育長の任命の同意がなされました高橋力也君からご挨拶をいただきます。

○教育長（高橋力也君） 一言ご挨拶申し上げます。

ただいま本会議におきまして議員の皆様からご同意いただき、引き続き教育長の任に当たることになり、その重責に非常に身が引き締まる思いであります。

現在、南部町の教育にはさまざまな課題があります。学校教育では少子化に対応する教育環境の整備、いじめ・不登校・虐待等問題行動の防止対策など、社会教育におきましては多様な学習機会の拡充とスポーツの振興、特にことしは青森県民駅伝競走大会と三戸郡総合体育大会においてともに本町は町の部三連覇を目指していますが、中でも県民駅伝は新青森総合運動公園陸上競技場完成に伴いコースが変更、小学生男女の区間が新設されることになり、小学生の強化も必要となりました。さらには、正寿寺建て跡の整備やえんぶり、手踊り等の文化財や伝統芸能の保存・継承にも継続して力を入れていかなければなりません。その他の課題もありますが、関係諸団体と連携しながら町民の負託に応え、少しでも町発展に貢献できるよう微力ながら力を尽くしてまいりたいと考えております。

今後とも議員の皆様方のご指導ご支援をよろしくお願い申し上げます、簡単ではありますが挨拶といたします。ありがとうございました。

◎議案第53号の上程、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 追加日程第3、議案第53号、南部町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案については会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第53号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。議案第53号は原案のとおり同意されました。

◎議案第54号の上程、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、追加日程第4、議案第54号、南部町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案については会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第54号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。議案第54号は原案のとおり同意されました。

◎議案第55号の上程、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 続いて、追加日程第5、議案第55号、南部町大平財産区管理委員会委員の選任についてを議題とします。

本案については会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第55号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。議案第55号は原案のとおり同意されました。

◎議案第56号の上程、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、追加日程第6、議案第56号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

本案については会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第56号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。議案第56号は原案のとおり同意されました。

◎閉会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で本定例会に付議されました事件は全部終了いたしました。ここで閉会に当たり町長から発言の申し出がございませんので、これを許します。町長。

○町長（工藤祐直君） 第85回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は3月1日から本日までの日程で開催され、議員各位には何かとご多忙の中御出席をいただき、まことにありがとうございました。

また、各種条例案のほか、平成31年度一般会計及び各特別会計の当初予算並びに平成30年度の補正予算など慎重審議をいただき、全議案とも原案のとおりご議決、ご承認賜りましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

ただ一つ残念なことは、平成31年度一般会計当初予算についてであります。どこの部分に反対なのかわからない状態でありました。一般会計予算には学校給食費の無料、医療費高校生までの無料、また、地域の役割を果たす集会所、森越集会場、板橋集会所の建設費、上名久井地区の集会所の測量設計費、坵渡地区の屯所集会所の測量設計費、また、消防関係等々入っておりますし、塵芥、環境、そういう予算も入っていたわけでございます。ここの部分には非常に残念と思っております。今後、それなりの対応をしてみたいと考えております。

また、追加で提案させていただきました人事案件につきましても原案どおりご同意をいただき、重ねて御礼申し上げます。審議の中で議員各位からいただきましたさまざまなご意見、ご提言には十分留意いたしまして、今後の行政運営に役立ててまいりたいと考えております。

さて、東日本大震災の発生から8年の月日が経過しました。くしくも、8年前の3月11日は今日と同じ議会最終日でありました。発生当夜の満天に輝く夜空、そして津波の脅威を伝える映像の数々は今でも鮮明に思い起こすことができるほど深く記憶に刻まれております。この後、発生事項の2時46分には防災行政無線のサイレンにあわせて議員各位並びに町民の皆様とともに犠牲者のみたまを黙禱をささげ、哀悼の意を表したいと存じます。また、被災者の方々の心の復興と被災地域におけるコミュニティーの再生が真に実現するよう、心からお祈りするものでありますとともに、当町といたしましても岩手県山田町の着実な復興のための支援を継続してまいりたいと考えております。

政府の地震調査委員会の予測では、今後30年間に青森県東方沖の海域でマグニチュード7以上の大きな地震が起きる確率が90%以上であると発表されました。地震に限らず、自然の猛威はいつ襲ってくるかわかりません。震災の教訓に、また当町がこれまでに経験した馬淵川の洪水被害に学び、行政として常に災害に備える体制を強化するとともに、自主防災組織が未設置である行政区への設立の働きかけの強化や訓練の実施により町民の皆様の防災意識の高揚を図りつつ、引き続き万全を期してまいる所存であります。

さて、青森県が先月22日に実施したおもてなしアワード2018表彰式では、当町のNPO青森なんぶの達人村が最高賞の県知事賞に輝きました。農業体験修学旅行や外国からの農家民泊の受け入れに当たり、食品衛生やアレルギー防止に関する講習会を積極的に受講するなど、より満足度の高い農業体験の提供に努めてきたことが高く評価されたものであり、心からお祝いを申し上げます。南部町の未来の活性化のために活動を続けていきたいと受賞の喜びを語られたNPO代表理事の言葉は非常に頼もしく、心強く感じたところであり、今後とも当町を訪れる皆様に最高のおもてなしを提供し、南部町ファンのさらなる獲得に期待を寄せるものであります。

4月からは、いよいよチェリータウン桜場の宅地分譲の受け付けが始まります。テレビコマーシャルの放送開始直後から多くの問い合わせをいただいているところであり、子育て支援制度など当町の魅力をお伝えしながら早期の完売を目指してまいりたいと考えております。また、分譲に限らず、予算に計上いたしました事業を着実に執行することで町民の皆様の生活満足度の向上に職員一丸となって全力で取り組んでいく所存でありますので、議員各位におかれましては引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

間もなく平成の次の扉が開かれようとしております。新しい時代になりましても、常に町民のためにを念頭に町民の皆様が夢と希望、そして誇りを持てる南部町のまちづくりに全力で取り組んでまいりますこととお誓い申し上げますとともに、議員各位におかれましてはくれぐれもご自愛いただきますようお願い申し上げます、さらに新年度が災害のない平穏な年でありますことをご祈念申し上げます。本定例会の閉会のご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（馬場又彦君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は3月1日の開会以来本日までの11日間にわたり、議員各位におかれましては時節柄何かとご多忙中にもかかわらず、終始熱心に審議を賜り、提案されました平成31年度当初予算初め条例など多くの重要案件を全て議了し、無事閉会の運びとなりましたことを議長として厚くお礼申し上げます。

また、町長初め理事者各位におかれましては常に真摯な態度をもって審議にご協力いただき、感謝申し上げます。

本会議及び予算特別委員会において議員各位から述べられました意見や要望事項につきましては、特に考慮を払われるとともにその執行に当たっては適切に運用され、町勢発展のため一層

の努力をお願い申し上げる次第であります。

皆様におかれましては年度末でもあり、ご多忙のことと存じますが、くれぐれも健康にご留意され、町勢の発展にご尽力賜りますことをお願い申し上げ閉会の挨拶とします。

本当にありがとうございました。

ここで、本日、東日本大震災の発生から8年目を迎えます。犠牲となられました方々のご冥福と被災地の早期復興を願い黙禱をささげたいと存じます。

皆様、ご起立願います。黙禱。

黙禱を終わります。ご着席願います。

これもちまして、第85回南部町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時57分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 馬場又彦

署名議員 工藤幸子

署名議員 川守田 稔